

平成18年第4回邑楽町議会定例会議事日程第2号

平成18年12月12日（火曜日） 午前10時開議  
邑楽町議会議場

第 1 一般質問

○出席議員（20名）

1番	後藤勝子	議員	2番	松島茂喜	議員
3番	加藤和久	議員	5番	小倉孝夫	議員
6番	金子正一	議員	7番	小島幸典	議員
8番	立沢稔夫	議員	9番	小倉修	議員
10番	横山英雄	議員	11番	本間恵治	議員
12番	細谷博之	議員	13番	相場一夫	議員
14番	中川健治	議員	15番	桜井征男	議員
16番	青木久	議員	17番	千金楽幸作	議員
18番	松原市祐	議員	19番	新島正	議員
20番	石井悦雄	議員	21番	大野栄	議員

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

久保田文芳	町長
石井征彦	助役
川田定昭	教育長
小林徳義	総務課長
立沢茂	企画課長
神谷長平	庁舎建設室長
小島哲幸	税務課長
宮沢孝男	産業振興課長 兼農業委員会 事務局長
並木邦夫	生活環境課長
増尾隆男	保険年金課長
横山正行	土木課長
中村紀雄	都市計画課長
岡村静代	住民課長
諸井政行	福祉課長
金子重雄	会計課長
石井貞男	水道課長
遠藤幸夫	学校教育課長

堀 井 隆 生涯学習課長

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

田 口 茂 雄	事 務 局 長
飯 塚 勝 一	書 記

---

◎開議の宣告

○中川健治議長 これより本日の会議を開きます。

[午前10時05分 開議]

---

◎一般質問

○中川健治議長 日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許可します。

---

◇ 小 島 幸 典 議 員

○中川健治議長 7番、小島幸典議員。

○7番 小島幸典議員 おはようございます。7番の小島幸典です。議員の責務により、一般質問いたします。

今月19日には、久保田町長が町政のかじ取りをしてからはや3年となります。幾多の荒波を多くの議員と助役、教育長、また各課長集団で久保田町長を支え、健康保健センター建設事業、南保育園移転改築事業、南児童館建設事業、北児童館改築事業、長柄小学校耐震補強の大規模改造工事、また町道幹線6号線、19号線などの地方道路整備や、継続的事業では町道の改良整備、用悪水路の改修、公園整備等生活環境整備を図り、また11月7日には庁舎建設の入札も行われ、11月21日には議会で承認を得て契約決定とし、町民の期待にこたえることができたと思います。また、町の財政も県内39市町村中実質公債比率、借金の負担度合いを示す実質公債比率は8.8%で県内第4位であり、健全財政を堅持されていますが、ご承知のとおり新聞、テレビ等で報道されている北海道の夕張市では約632億円の負債で財政破綻となり、市税の引き上げなどの負担が大幅にふえ、一方サービスが激減、全国最低の生活になると心配されている。そういうことを考えると、投資で回転させ大きくなって戻ってくることを考えた投資と、例を挙げますと数年前の元三重県知事北川先生と太田市長清水聖義氏の対談の中で、北川元知事はS社という半導体企業に当時150億円の無償援助を行い、国と市からも応援を得て中国進出を止めて、今では亀山市という名を取った亀山モデルという液晶テレビも出ていますが、150億の税金投入は7年間で元が取れる。また、15年間の契約と話されました。15年間は税金が上がり、雇用も約束され、健全財政の基盤ができた、そういう研修を受けたことは皆さんもご承知のとおりだと思います。夕張市では箱物を多くつくったことで、箱物行政では非常に見えはよく、皆さんも知ってのとおり浮き浮き気分になると思います。しかし、経済は夕日の太陽で、夕闇が待っていることが現実の社会です。そういうことを考えたとき、福祉はばらまきではなくて、ばらまき福祉はやめ、メリハリをきかせた循環型福祉行政に変えなければ、夕張市のような財政逼迫になると思います。そうならないよう早目早目に小さなことから改善してい

くことを、私は提唱します。

まず、福祉センター寿荘の件について質問します。平成16年度、入館者数約5万6,000人、1日平均186人、1カ月25日として計算しました。平成17年度、入館者数5万7,507人、1日平均約191人、1カ月25日として計算しました。平成18年度は4月より指定管理者制度に移ったが、町長の努力と、また関係者の理解のおかげで土曜日開館となり、現在4月から11月までの8カ月で4万2,325人の入館があります。1カ月約5,296人、1日約211人である。年間予想入館者は約6万3,564人と試算できます。前年度と比較すると約6,057人増となる計算です。そういうことを踏まえて団塊の世代のことを考えると、日曜日の開館と、現在60歳以下の使用料の200円を100円に値下げして、若い人にできるだけ多く福祉社会に参加していただきたい。若い人がボランティア団体にかなり入っていますけれども、まだまだ少ない。そして、60歳から70歳までの人、障害者や社会的弱者を除いて、また町外の健常者からは入館料100円いただき、100円増の提案をしたいと思います。その収益は、現在町内で25地区で行われているサロンの広場の援助金に回せば、町民全体に税金の投入もばらまきではなく生きてくるのです。関係者のお考えを聞きたい。

また、なお参考までに、町からの寿荘の委託料は16年度約2,700万、17年度約2,700万、18年度約2,700万等を支出しております。そこで、三つの質問として、第1に日曜日の開館、これは人がいっぱい集まれば、必然的にコミュニケーションがとれ、お年寄りや若い人の談話もふえ、よりよい社会構成になっていくことを私は思うのであります。そして、100減、100増、入館者の中でお金を先ほど話したようにばらまきではなくて回転させる。そして、サロンの広場にまた回していけば、元気な地域社会の人たちができ、ひいては国民健康保険等の支出も少なくなる。であれば、寿荘に1億円1年間につき込んでもペイできるのです。今問題になっている破綻問題、そういうことを考えれば、やはり持てる人は参加してもらおう。みんなで福祉はこれから参加していかなければならないと、私は思います。そういう中で一つの事例として、平成16年にはサロンの広場の補助金が、これは一つの例ですけれども、15万ですか。それで、18年からですか、7万円になっていますけれども、お年寄りはどんどん、どんどんふえていまして、なかなかボランティアに本当にお世話になっている状態がどこの地区でも見受けられます。そういうことで、まずは日曜日開館、100減、100増、それともう一つ入館者全員に署名をしてもらおう。これは、だれであるか自分を律するためには、大人は当たり前なことなのです。私のところにもセールスマンいろいろ来ますけれども、ちゃんと私はこういう者ですよと、名刺とまたは名札、皆さんかけている名札を見せて、それでよその家にお伺いする。寿荘だつてよその家なのです、家から出ていくのですから。そうすれば、事件等の、犯罪ですね、犯罪等の防止にもつながるし、今の状態だと外で何かあっても、どこのだれがいたのか、そんなことがわからない状態になってくるのではないかと。それと、他町村から何名来ているとはっきりわかります。ただ他町村から23%来ていますよ、25%来ていますよ言われたって、名簿がないのだから、捏造ではないかと言われたって答えられないでしょう。そういうことで、質問として

日曜日の開館をやってもらいたい。それと、100減、100増、若い人が入りやすいように100円で、また60歳以上の元気な人、こういう人たちは社会的弱者ではないと思います。それで、100円をちゃんと責任持って払ってもらえる。それと、入館者、私はこういう者ですとちゃんと記名して、それで入ってもらう。であれば、整理券でも出せば、陣取り合戦とかそんなのなくなります。やっているところがあるかないかなんていう問題ではなくて、これは大人を我々が、失礼な話が教育する、また社会参加する。それで、寿荘の中に、あなたたちの入館料は福祉に還元しますと、堂々と書けばいいのです。これで、一応私の三つの今のご願いというか質問をしますけれども、お答えをお聞きしたい。お願いします。

○中川健治議長 諸井福祉課長。

○諸井政行福祉課長 お答えを申し上げます。

1点目の日曜日の開館についてでございますが、福祉センター寿荘につきましてはご承知のとおり平成18年4月から指定管理者制度を導入いたしまして、議会のご理解をいただき社会福祉法人邑楽町社会福祉協議会を指定管理者として、指定期間を5年間としたところでございます。また、あわせまして開館日につきましても見直しをし、今年度から第2、第4土曜日を開館し、多くの皆様に利用されているところでございます。開館日につきましては、今年度から見直しをしたこともございますので、当面現状の利用をお願いをしたいと考えております。

2点目の使用料についてのご質問でございますが、福祉センター寿荘の使用料につきましては、現在60歳以上の方が無料、60歳未満の方が200円としております。平成12年から両毛広域都市圏総合整備推進協議会を構成する市町村につきましては、町内、町外の区分をなくし、お互いの福祉センター、老人センターの施設を相互利用しているところでございます。最近では無料の対象年齢を60歳以上から65歳以上に引き上げている市町村、また有料化を図った市町村もございますが、福祉センター寿荘につきましては各種教室や講座等の利用の方もおりますので、できるだけ多くの方に利用してほしい、そういう考えから、現在無料対象者の年齢の引き上げですとか有料化をしていないところでございます。今後この関係につきましては、いろいろな角度から研究をしていきたいと考えております。

3点目の入館時の取り扱いについてでございます。現在福祉センター寿荘を利用する場合、受付におきまして、市町村で発行しております優待券や運転免許証等本人を確認できるものを提示していただきまして、年齢や町内、町外を確認後利用しているところでございます。利用する際の署名や申請書につきましては、不特定多数の方を対象とした施設でもございます。利便性や安全面等について、指定管理者でもあります社会福祉協議会及び利用者並びに利用者団体等とも十分に検討していきたいと考えております。

以上です。

○中川健治議長 小島議員。

○7番 小島幸典議員 今課長から説明を受けましたけれども、指定管理者制度導入で確かに社協の方に管理、維持が移ったということですが、邑楽町福祉センターの設置及び管理に関する条例の中で、非常に町長の権限が優先されているのです。第2条、第3条、それと第4条、その中で第6条ですか、町長の承認を得て開館時をいろいろ変更することができますよと。それと、両毛広域圏とありましたけれども、これは町内に住所を有する60歳以上の者とする。ただし、町長が特に必要と認めることは、この限りではないとちゃんと明記されているのです。町長が日曜日、4回ある日曜日を2回やろうではないかと相談することができるかと書いてあるのです。広域圏ではないです。町長に権限があるのです、この条文を見ますと。であれば、先ほど課長が言われたとおり、各関係機関とすり合わせて、そしてできるだけ日曜日の開館。日曜日は休みであるから、かなり入館者がふえると思うのです。必要である人たちにサービスというのは、届かなければサービスではないですね。それで、見たとおり高齢者社会になって、ひとり暮らし、老人が2人暮らし、こういう社会状況を踏まえれば、人が集まる場所へ来てもらっていろいろ情報交換なりそういうお話ができることが、家に閉じこもり、お年寄りの閉じこもりをなくす上で非常に大事なのです。それで、会館に行けない人が、サロンの広場等を今度は利用しているわけでしょう。そういうことを考えれば、日曜日を全部、1カ月の日曜日を開けると私は言っているのではないです。やっぱりその辺のすりあわせ、それで休む職員があるならば休んでいいのです、ちゃんとワークシェアリングで。今の時代ですから、日曜日でも私働きますよと、元気な人います。そういうふうにはサービスというのは受ける側、町民、地域社会に何ができるかということを考えなければ、そして各勉強会ですか、教室を持っている人たちだって、日曜日やっていないですよ。火曜日か水曜日でしょう。ということは、火曜日、水曜日開館、あいているのに、ダブらないでちゃんとやっているわけです。そういうことを考えれば、もっと工夫してもらいたい。そうでないと、せっかくの投資したお金が有効に働かないということなのです。夕張市と同じなのです。夕張市は見えるものをちゃんと建てたけれども、これはこういうサービス、人の心を育てるといのは形ではあらわれないけれども、でも心の荒廃というのが一番怖いですね。犯罪が起きたり、そういうことを考えればもっと前向きに、日曜日開館全部ではなくても相談してもらいたい。まず、関係団体、また相談してもらいたいということ、日曜日開館については。

それと、入場券の問題、これは広域であっても会議があれば、各町で50円もらいましょうとか、50円券を配りましょうとかできるのではないですか。その辺の考え、ひとつお聞かせ願いたい。

○中川健治議長 諸井福祉課長。

○諸井政行福祉課長 お答えいたします。

日曜日開館の関係でございますが、今後も条例の中で休館日についての規定もございます。日曜日を開館する場合には、条例の改正等も必要になり、今後その辺も十分に研究をしていきたいと、そういう考えであります。

また、入場券の問題ですけれども、入館の取り扱いについては、両毛広域についてする協議には該当しないのかと思います。料金の値上げ等の取り扱いが変わった場合には、両毛広域で取り扱いが変わったと、そういうような協議をするようになると思います。今後も福祉センターを利用しやすい環境づくり等にも努めてまいりたいと思いますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

○中川健治議長 小島議員。

○7番 小島幸典議員 今検討してくれると、前向きな答え得たのですけれども、本当に検討してもらいたい。

それと、両毛広域圏の会議、これは年何回、月何回、またメンバー、どういう人たちが参加しているか、その辺の答えをお聞かせ願いたい。

○中川健治議長 立沢企画課長。

○立沢 茂企画課長 ただいまの質問につきましてお答えを申し上げます。

両毛広域都市圏の構成につきましては、当時相互利用の始まった平成7年4月1日の時点では20市町村でございました。現合併等行われましたので、6市5町というふうになっております。そういった中での構成となっております。委員につきましては、各市町村長、首長が委員となっております。

以上でございます。

○中川健治議長 小島議員。

○7番 小島幸典議員 今年何回、月何回というのがなかった。後から教えてもらいたいと思うので、もう3問目だからいいのですけれども、とにかく福祉というのはこれでいいというあれがないのです。そして、投資したお金がどういうふう成果を上げているか、その辺の検証もしなくてはいけないのです。そうでないと、私初めみんな人間というのはとにかく怠け者です。何人来たと自分で書いてもらえば、自分の名前は日本人というのは大体みんな書けますよね。そういうことがないと、しっかりした私もこれから質問できないのです。本当に入館者数、入館者がだれが何人来て、他町村から二十何%来たなんて、では他町村のだれが来たなんてわからないよね。捏造しているのではないかと疑われたってしょうがないでしょう。問題は、あとは犯罪ですよ。だれか刺して逃げたなんて、どこのだれだったと。きょう入館したのはだれとだれだかわからないなんておかしいでしょう、今の時代に。そういうことは8区の小島なら小島、バスで来ればほか何名でもいいのです。そのぐらいのチェックをしておかないと、名札を見せただけで、はい、いいですよと、そんないいかげんな管理、それだったら小学生に管理やらせたってできてしまうよね。そういうことで、管理体制、それと何回も言うけれども、福祉の心は寿荘だけではなくて、それに波及したサロンの広場、また子供たち、若い人たちの融和の場所、そういうことが福祉だと思ふのです。みんなが幸せになれる。だから、館林が無料だから、うちも無料だなんて言わなくてもいいのです、町長。そういうことで、会議があったらしっかり自分の立場の主張、もっと人を育てましょうよとか、そう

いうことを念頭に置いて会議の場に立ってもらいたい。まず、第1問の寿荘の質問はこれで終わらせていただきます。

次に、続けて質問を第2問いたします。平地林利用による町民学びの学校という題で質問させていただきますけれども、邑楽町の財産である平地林と里山を大切に、その恵みを十二分に活用するのは国、県ではなく、そこに住んでいる私たち町民であるべきだと思います。町には今パインウッド21、大黒西松林、また松本古墳群12号古墳、三つとして光善寺の西、また光善寺の東、これは私有財産だと思うのですが、それと五つとしておうら創造の森、緑化センター西の人工林。これはごみを捨てた跡の公園にしてある、植樹して随分いい公園になっています。六つ目として、おうら創造の森、これは鶉地区、緑化センター東と、ほかに個人の里山が旧家には多く見受けられますが、これをいかにしてみんなで活用、また利用するか。そういうことを考えると、世代が変わるとどんどん、どんどん宅地化されたり、荒れて自然林がなくなっていく心配があります。とりあえず県の委託事業で町に任されている平地林について、隣の太田市は市営だと思うのですが、東山公園というのがあります。この東山公園では、大きな松の木をオーナーを集い管理しています。例として養護施設名とか会社名とか個人の名もあり、自然に親しむ雰囲気を感じさせます。また、下草刈りとか名札もしっかりしています。そうすると、木の名前とか、あそこへ夏つぐんでいるだけでも、おにぎり食べるだけでも心がなごむ、そういうようなすばらしい管理体制があります。多々良沼の東の松林は、これもまた皆さん、私たちが時たま行って散歩したり散策できますね。そういう整備の中で近隣の人たちを楽しませてくれています。また、館林の城沼の体育館の西側に、これも雑木林というのですか、平地林がありまして、私と加藤議員とで2回ぐらい見に行ったり、また管理している人とお話をしたりしてきた中で、その中にはグラウンドゴルフ場を設置しまして、夏にはとても涼しくていいですよというようなお話も伺ってきました。

そこで、邑楽町にもと思ひまして、加藤議員と先ほど話された六つぐらいのところをぐるぐる回って見たのですが、なかなかそういうお年寄りとかスポーツ団体が集まるとかちょっと見当たらないのですが、鶉の東の平地林ですか、創造の森の東、多々良沼に隣接している、これはきれいに、産業振興課長等の力で本当にきれいになっています。ただ、中へ入って、普通運動靴なんかで入っていきますと、やわらかくてちょっとご婦人、またはベビーカーなんかでは入れないような状態かなと。そういう中で、その鶉の平地林の中の場所を何とか、これは南北200メートル、東西で100メートルの大体2万平方メートルぐらいあるすばらしい平地林です。これにひとつ私は提案したいのですが、質問しますけれども、まず樹木の看板をつけてもらいたい。アカマツ、アカメカシワ、エゴノキ、柿の木、クサボケ、クヌギ、コナラ、スズキ、シラカシと、これは看板にちゃんと明示してあるのですが、木に名札がないですね。ということは、専門家はわかると思うのですが、普通の人はどれがエゴだとか、昔はエゴの実なんかでいろいろ鉄砲つくって子供はわかったのですが、今の子供たちには恐らくわからないのではないかなと。そういう

ことで、まず名札を整備してもらいたい。

それと、そこに先ほど話したように、やっぱりベビーカーでも入れる、できた当時は、つくった当時は、木くず、コルクをずっと敷いてあって非常にすばらしい散策道路がありました。私も歩きましたけれども、それが最近なくなってしまって、そういうことをやれば、当然グラウンドゴルフ場にあそこはできるのではないかなと、そういう研究をしてもらいたい。また、ぜひやってもらいたい。

それと、これは県の委託であると思うし、また個人のものであると思います。その先は皆さん知ってのとおり、貴重な自然を守るのに十五、六年ぐらい前のバブル期は、知床の自然を保護することとかあとは海辺の海岸を保護するとか、ナショナルトラスト制度というのが一時期すごく注目を浴びました。そういうことを踏まえて1坪運動、個人が1坪ずつ土地を買う、山林を買う、そういうことができるように行政の方がいろいろの勉強をしてやってもらいたい。その三つを質問しますけれども、ひとつご回答の方をお願いしたい。

○中川健治議長 宮沢産業振興課長。

○宮沢孝男産業振興課長兼農業委員会事務局長 答えいたします。

創造の森、いわゆる大山地区のことかと思いますが、樹名板につきましては緑化センターの県の職員に問い合わせたところ、昭和58年と平成10年に設置していますよと、こういう答えが返ってきました。あそこには約樹種が220種類あるようです。見た目以上にあるのだなというふうに思いますが、これはかつて県費で設置しましたということでございますので、また最近風等が吹いて、吹き飛ばされてなくなってしまうというようなこともありますので、その辺を再度県の方に設置をお願いをしていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、敷地内に先ほど議員がご指摘いたしましたように、かつて整備をしたときに遊歩道をつくりまして、そこにいわゆるチップ、木くずを敷いて、非常に歩きいいような環境にいたしました。これはやっぱり年代とともに葉っぱなんかで埋もれてきて、だんだん歩きづらくなっているというのは実際あるかなというふうに思います。実はこの創造の森は平成18年3月までの10年間、県がやっぱり地権者から無償でお借りをいたしまして、3月で切れましたので、平成18年、ことしの4月から今度は5年間ではありますが、平成23年3月まででありますけれども、一部の土地を除きまして大方の地権者と群馬県立森林公園おうら創造の森として、今活用しているところでございます。実はそのときに、切りかえるときに、一部の地権者からもう貸したくないということも実はありまして、非常に残念なことなのですけれども、それがちょうど真ん中ごろなのです。そういうことで、遊歩道を少しルート変更しなければならぬというふうに県は言っております。それが予算がつけば、そのときに再度チップ等を敷き詰めてやってみたいという、そういう考えを持っているようでございます。こちらも強くまたそれは要請したいというふうに考えております。

三つ目のナショナルトラストでございりますが、創造の森に対してそれを行うという形になります

と、先ほど申し上げましたように県立の森林公園として活用していくのだと。なおかつ、5年が切れた後もさらにまた5年、5年ということで、県とすれば創造の森として使っていきたいという意識はありますので、いわゆる県が無償貸与を受けて森林公園として活用を図るといふことの意識は強く持っておりますので、そこにナショナルトラストというふうに言った場合には、これは市民等が土地の所有者になったり契約者になったりという、そういう行為が出てまいると思いますので、今現在地権者と町、町と県、実はこの契約については町も絡んでいるわけですが、そういうところと目的が変わってくるという、あるいは無償貸与ではなくなってくるというようなことになってきますと、関係者で協議をしていくという形が当然出てくるかなというふうに思いますので、その辺につきまして緑化センターの職員とまず話し合ってみたいというふうに考えます。

以上でございます。

○中川健治議長 小島議員。

○7番 小島幸典議員 所有が個人で、契約者が町ということで、大変複雑な地区だということで理解しましたけれども、それと220種の植物があるということで、これもまた今驚いているというかすばらしいなということを実感しているのですけれども、木の名札がつけてあるということですが、現在ほとんどついていないような状態です。恐らく県の職員が、新しくつくった西の方のことと間違っているのではないかなと。

それと、ちょっと先ほどの質問の中で言い忘れてしまったのですけれども、小鳥の巣箱、鳥獣保護団体と、またあそこは東小学校の管内になるのですか、そういう巣箱をつくってもらえればありがたいな。ということは、加藤議員も私とちょっと見たことあるのですけれども、非常に農村広場の東の畑にカラスが何百羽も餌をついばんでいる。その中で私も家の東の倉庫の屋根の上で卵をくわえているカラスを見たのです。だから、非常にカラスも餌がなくなっているのかなと。集中的にあそこへ、農村広場の東にとにかくすごいカラスの数があるわけです。そうすると、鳥の世界でも弱者が大変な、小さい鳥が大変かなということであれば、やっぱり安心して子育てとか卵を産める巣箱でもつくってもらえば、子供たちもそれで自然の中で学べる、また優しい気持ちにもなれる。何のために巣箱をつくるのかということ、先生にまたこれは教えてもらって、その辺の行政の指導、これは早急にやってもらいたいと思う。ということは、生態系も非常に変わってしまって、例えば最近スズメが春子供を産むのではなくて、夏の終わりまで産んでいると。ということは、考えられることは巣を取られてしまって、多分子育てが何回も出てきてしまう。そうすると、冬小さいスズメたちは生き残れるか、生き残れないか、また外敵にやられてしまうのではないかと。そういうことを考えれば、早急にその辺は創造の森だけでなく、玉製作所の西の松林とも同じ現象が起きているのではないかなと、そういうことを危惧しているのです、その辺の考えひとつお聞かせください。

○中川健治議長 宮沢産業振興課長。

○宮沢孝男産業振興課長兼農業委員会事務局長 創造の森に野鳥の巣箱の設置ということで、すばらしい提案だと思います。ただ、県は先ほど言いましたように森林公園ということで、まず県の方も今財政的に非常に厳しいということがありまして、野鳥の巣箱を設置するのは財源的に難しいというような考え方を持っております。また、個人が巣箱を設置するのは、県の森林公園という性格上、設置することが直ちによいとは言えませんというような考え方も持ってしております。そこで、ではどういう団体ならよろしいのかというようなことになってくると思いますので、町といたしますとどういう団体がどのくらいの巣箱を設置したいのかということをお県にぶつけて、それでいろいろ話をしていきたいと。そういうことをどうも欲しがっております。結果的にどんな方法なら設置できるのかということで、さらに県と協議をしていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○中川健治議長 小島議員。

○7番 小島幸典議員 課長の本当に真剣な物の考え方、こういうことは私も本当にきょうは質問してよかったなということを肝に銘じて、そしてとにかく小鳥も人間も一緒にこの社会は生活しているのだと、また草木も。そういうことを考えたら、とにかく福祉もそうですけれども、愛情ある社会をつくるには、何がやっぱり自分たちができるか、どこまで負担ができるか、そういうことを考えないと、夕張市みたいにどんどん、どんどん箱物がいいなんて何億もかけたって、今度はみんなな町から逃げ出してしまうような、町民が隣の館林の方がいいなんて逃げ出してしまうような邑楽町では困ることだし、そういうことを考えた中で、何億円もかからないと思うのです、巣箱にしたってゲートボールにしたって。だから、県にどういうルートでやる方法が一番いいのですかと。そうすれば、我々も請願書なり陳情書なり県にぶつければか次の手当てができるのではないかと。そういうことで皆さんひとつ、一般質問でお願いするなんていうと、議員必携に怒られてしまうのですけれども、とにかく町のため、また地域社会のため、私たちが頑張りますので、スタッフ、とにかく町長初め頑張ってもらいたい。

以上によって私の一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○中川健治議長 暫時休憩します。

〔午前10時52分 休憩〕

---

○中川健治議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午前11時10分 再開〕

---

◇ 松 島 茂 喜 議 員

○中川健治議長 2番、松島茂喜議員。

○2番 松島茂喜議員 おはようございます。多々良沼の白鳥も去年を上回るペースで飛来をしてい

るといふことで、これは本当に喜ばしいといふふうには思っているところではありますが、逆に邑楽町の人口は減少している。白鳥はふえているけれども、人は減っている。非常にこれはまずいなという実感もございます。その中で高齢者の増加に伴って介護保険事業、それから老人保健、国民健康保険、こういったところの財政も非常に厳しい状況になってきております。その中でも特に介護保険に関しては、要介護認定者数の増加によってその予算規模も拡大し、非常に多くの問題を抱えております。また、介護保険法の改正に伴って、ことし4月からでしたけれども、市町村の担う役割もこれまた非常に大きなものとなってきております。地域包括支援センターの設置、そういったことも含めてでございますけれども、一般会計からの繰入金も年々これは増加をしている。昨日大野議員の方からの質問に対しての答弁も課長の方からございましたが、平成16年度ではその繰入金ですけれども、約1億6,400万、それから17年度は約1億7,400万、そして今年度はきのうの補正予算の時点で1億9,400万これを予定しているわけです。確実にこれはふえているという状況、こういった状況がもたらす利用者への影響というのは、はかり知れないものがあるのではないかというふうに思いますが、こういった危機的状況を、町長、この現状に対してどういったとらえ方をしているのか、まずそこをお伺いいたします。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 介護保険につきましては、うちのおふくろもお世話になっているわけですが、大変ありがたく思っております。ひとり、独居老人または老人2人暮らしとか、大変また介護疲れ、また介護のために家庭が崩壊するというようなこともあるようでありますが、そういった中で介護施設がいろいろと充実してき、介護のサービスを受けやすくなっていくというような状況の中では、大変環境も少しずつではありますけれども、よくなってきていると思っております。そして、高齢化社会を迎える中で、ますます介護事業にお世話になる方もふえてくるわけではありますが、反面そういった財政的な部分で、大変町からの持ち出しもふえてくるわけでもあります。給付費も前年度に比べまして1.8%増というようなことのようにありますが、先ほど議員がおっしゃるようにだんだん町からの持ち出しもふえてきていますし、これからもふえていくと思っております。そういった中で少しでも町からの繰り入れを減らすように、大きな数字にはなっていくと思っておりますけれども、その中でもできるだけ抑えるような努力はしていきたいと思っております。町民がいつまでも元気で丈夫に過ごせるようにいろいろな事業に取り組み、介護保険の方の町の負担は12.5%ということではありますが、そういった持ち出しもできるだけ抑えるような努力はしていきたいと思っております。ただ、この事業については、本当に多くの人助けられているのではないかとと思っております。さらにこの事業については、充実した内容にしていけるように努力をしていきたいと思っております。

以上であります。

○中川健治議長 松島議員。

○2番 松島茂喜議員 今町長の方から答弁いただきましたけれども、できるだけそういった一般会計からの繰り入れ等も抑えていく努力をしたいというようなご答弁でありました。その努力をするためには、では何をやるのかというところだと思っておりますが、こういった状況をできるだけ私は改善していくためには、やはり事業者のための介護保険制度ではないということです。利用者、また被保険者、そういった方々のためのももちろん介護保険事業であるわけですから、当然そういうところの原点に返った中で、今までの一般会計からの繰り出し部分もそうですが、事業全体をまた新たに洗い出しをしていく、またチェック機能というところも、やはり整備していく必要があるのではないかというふうに思います。きのうその部分についても大野議員から質問ございましたけれども、介護報酬の不正請求というものが、かなり全国的に発生している状況でありますけれども、これは自治体単位のチェック機能が確立されているところと、またされていないところと、随分と温度差がある。果たして本町においてはどうかというところではありますが、そういった給付費の管理、また介護報酬の不正請求を防止する対策、そういったことは今現状どうなっているのか、その部分についてお伺いいたします。

○中川健治議長 増尾保険年金課長。

○増尾隆男保険年金課長 お答え申し上げます。

給付管理としまして、群馬県国保連合会から介護給付費等請求額通知書、介護給付費等審査決定請求明細票等が紙とデータベースとして送られてきますので、両方で管理しています。チェック機能の現状につきましては、第1としまして利用者に対し介護給付費通知書を送って確認をしております。通知書の内容は、サービスの種類、回数、自己負担額等の記載したものであります。年間数件であります。届いた通知書から問い合わせがあり、調査の結果ケアマネジャーの勘違いによる請求とわかる例が主でありました。第2としまして、国保連の介護給付適正化システムを活用して、要介護者の給付の検証があります。内容は、事業所別の給付明細とケアプランの検証、医療給付費との整合性の検証、訪問介護の整合性の検証等があります。第3としまして、更新申請時に町職員が認定調査と同時に前回利用された領収証の提示を求め、確認のチェックも行っています。ことしの8月の新聞によりますと、悪質事業所の増加による日本全国で45億円余の返還請求額と記載されておりました。群馬県では、ことしの11月に介護保険室に4名体制で特別機動班を設置したと聞いております。町としては、請求額が不明な事業所がありましたら、この特別機動班と同行して調査したいと思っております。

在宅サービスの支給限度額については、要支援では10万4,000円、要介護1では16万5,800円など、段階ごとに支給限度額が定められています。邑楽町の在宅サービス支給状況では、限度額まで使用している方は数少なく、18年10月分の状況では限度額と給付割合は54.9%の状況であります。このような状況であります。今後とも給付に対しましてはさらなる細心の注意を払い取り組んでいきたいと思っております。

以上であります。

○中川健治議長 松島議員。

○2番 松島茂喜議員 課長の方から今詳細にわたりまして答弁をいただきましたが、ダブる部分あるかと思うのですが、数値的なことで一つちなみに申し上げておきたいと思うのですが、介護報酬の不正請求というのは、日本全体で統計をとり始めた2002年度の32億1,000万から、2004年度には81億300万、急増したと。2002年度から2004年度までには、2年間で大幅に急増した。ところが、2005年度は、これは逆に大幅に減少して45億200万ということで新聞報道にもありましたけれども、大幅に減少したその要因というのは、やはりそれだけチェック機能が確立されてきて、非常に厳しい体制でもって都道府県、また市町村もその取り組みに当たった成果かなというところはうかがえるのですが、市町村から返還を求められた事業所数というのは、わずか全国で84カ所しか減っていないという統計もございます。それで、4,113カ所という状況になって、金額は大幅に減っているのですけれども、事業所の数というのは、もちろん事業所の数がふえているのもあるのですが、そんなには減少していない、84カ所。ですから、金額的な部分、給付費の部分についてのチェック機能はだんだん、だんだんと確立されてきてはいるものの、やはり事業所ごとのサービスですとか、実際にその利用者が受けている介護のサービス内容について、また介護現場の本当の状況、そういったものが自治体の方からのチェックというのがなかなか行き届いていないということが、その背景にあるのかなというふうに思います。

先ほど課長の方からもありました国保連、ここの国保連が給付関連の部分についてチェックを行っているわけですが、ホームページ開きますと、9名しか職員がおりません。介護保険課に9名。その9名の職員が群馬県じゅうのあらゆる介護施設のチェックを行っている。非常にこれは膨大な事務量。ですから、当然詳細にわたって、これはなかなかチェックが果たされているのかなというところには疑問があるわけございます。実際にサービスを受けている利用者と町とで密接な連携が図られていることは、これはやはり大前提になるわけございますけれども、先ほどこれも課長の方からありましたが、県の方が特別機動班というのを設置をいたしました。設置を含めた緊急対策に乗り出したと、まだその部分なのでしょうけれども、11月1日からそういった対策に乗り出しているという状況ございます。その中でかなめになっているのが、市町村との連携というところ。市町村が県とのそのパイプをうまく利用して、いかにして効率よく連携が図れるかというところに、私は一番市町村がそういった機能を持たなくてはならない部分なのかなというふうに思います。それが確立されてこそ、利用者のための介護保険事業であって、町としての役割も当然それに伴って果たしていけるのではないかなというふうに思います。そこのところは課長おっしゃっていましたが、早急なチェック機能を持っていただきたい。これは、やはり利用者のために介護保険料ももちろん値上げをしたわけございますけれども、そういった負担がふえていく中で、それだけそれに見合ったサービスが実際に行われているか。また、その値上げをする以前に、やはり自治

体が、市町村がしっかりとそういったチェック機能、役割を果たしているかというところが、いわゆるこれは利用者からも問われると思いますので、ぜひともその部分については力を注いでいただきたいというふうに思います。

3番目の質問に移るわけですが、介護保険法の改正によって、事業所が行っているサービス内容、その情報についての公表というものが今回義務づけられました。それに伴って、県の方もホームページを利用して、10月1日から事業所ごとのサービス内容の情報の公開については行ってきております。そこを開きますと、群馬県下できのうの段階ですが、県全体で407件、これは事業所の数ではありません。一つの事業所でもいろんなサービスを行っておりますので、件数ということで407件。本町においては10件の公表が今現在ではありますが、その情報提供、事業所が行っているサービスの内容の情報というのは、当事者である利用者にはなかなか伝わっていないのが現状だと思います。そのホームページを果たして開くのかということにも、もちろん最初から疑問がありますし、それを見てどこの事業所がいいかどうか比べて選択をする選択肢というものが、本来介護サービスを利用する利用者には、なかなかこれは行き渡っていない状況かな。県の方の話では、現在まだ400件余りですが、年度末までには1,500ぐらいになっていくだろうということで、ふえてくるわけですが、邑楽町においても事業所の数は結構ありますし、その中でもサービスごとに分けをしていくと、これは相当な数になるかと思えます。ある一定の条件をクリアしていれば公表の義務が発生するというので、やはり事業所の方も積極的に情報公開に協力しているという状況でありますので、実際に要介護認定を受けるときに、事業所の選択は利用者によくゆだねられているわけですが、中にはケアマネジャーが事業所を紹介したりですとか、そういったこともあるようではありますが、基本的には利用者がやはり事業所を選択する、これが一番いい方法だと思います。ですから、県の方で情報提供している、情報公開している部分を、やはり町としてもこれは本町の施設の中でサービスを受けようとする人たちに対して、詳細にわたってその情報は出すべきだというふうに思っております。そういった部分は、先ほどから申し上げているとおり、県の方との連携が図れなければ、これはなかなか難しい。そのパイプ役を果たせるだけの、当然町もそういった機能を携えていなければならない。ですから、そのところの確立は、やはり早急に行っていただきたいと思えます。その情報提供の部分について、やはりこれは先ほど申し上げましたとおり、県との連携をとっていく必要があるとは私個人的には思っているのですけれども、町としてはどういうふうにその部分については対応していくのか、その部分についてお伺いをいたします。

○中川健治議長 増尾保険年金課長。

○増尾隆男保険年金課長 お答え申し上げます。

介護サービス情報の公表は、介護サービス事業所で行われているサービスの内容等を調査し、客観的情報をインターネット等により公表する制度で、介護保険法の改正に伴い本年度からスタート

しました。この制度は、介護サービスの利用者等が、公表されたサービス事業所の情報を比較検討することにより、利用者等の主体的な事業者選択を可能にすることを目的としています。実施体制の公表までの流れとしまして、介護サービス事業所が群馬県知事に介護サービス情報……この情報とは、基本情報と調査情報を指します……情報を報告します。報告された介護サービス情報については、群馬県知事が指定する指定調査機関が実施確認のための調査を実施します。介護サービス情報に関する調査結果を群馬県知事指定情報センターが公表します。公表する介護サービス情報は、厚生労働省令で規定されております。現在インターネット上では邑楽町の事業所の公表数が少ないので、県に問い合わせしてみますと、12月以降の調査及び1月以降の公表と順次公表していく予定と聞いています。町内の事業所につきましては、年度末までには該当事業所はすべて調査が終了すると聞いております。町としては、利用者がよいサービスが受けられるように主体的に事業所を選択できるよう研究し、今後県のホームページと町のホームページとがリンクできるか視野に入れながら、県と協議し検討していきたいと思っております。

以上であります。

○中川健治議長 松島議員。

○2番 松島茂喜議員 県の方のホームページと町のホームページをリンクしたところ、先ほどから申し上げているとおり、介護サービスを利用する利用者に果たしてその情報が行き届くかということころを、よく考えていただきたいというふうに思います。ほとんど介護を受けようとする人ですから、なかなかこれはインターネットを開く環境にない方がほとんどではないかと。ですから、やはり要介護認定を受けようとするときに、そういった今現状では事業所名、それから住所、電話番号、この三つだけが掲載された一覧表しか配っていないのです。わからないです、どこを選択していいか。そういったつてのある人は、自分の知り合いがその事業所にいれば、お願いをすることができますけれども、何も無い人はどこを選択していいのかということころが全くわからないです。その基準がないわけですから、その基準をせつかく法律で義務づけられた中で県の方も公表しているわけですから、それを町として、そういった文書でわかりやすくまとめたものでも結構ですから、そういったものは利用者に対して私は配布していただきたいというふうに思います。ホームページだけが情報公開、情報を提供する手段ではありません。直接人と人との対話が一番いいわけですから、そこの部分をよく精査した中で、情報の提供の部分については行っていただきたいというふうに思います。介護保険事業は、先ほどから申し上げているとおり事業者のためのものではないわけですから、それを利用する人たちの立場に立った視点から、介護保険事業にこれからも力を注いでいただきたいというふうに期待を申し上げて、この件についての質問は終わります。

続けてまいりますけれども、小さな庁舎で大きなサービスということについてお伺いをいたしますが、これは久保田町長みずから私の一般質問の答弁に対してキャッチフレーズとして出された庁舎に対する考え方といいますか、キャッチフレーズといいますか、そういったものであったように

記憶をしております。庁舎建設事業につきましては、本当にいろいろございました。「紆余曲折」、本当にその一言に尽きるのではないかなというふうに思います。住民、また前設計者、そして同じ議会議員までもこの庁舎建設に関しての裁判を起し、その部分の多くは取り下げ、結果的には住民の税金を使ってしまったにすぎない。だれもその結果に対して責任はとらない。非常に不条理なこともありました。いまだに前設計者については、また新たな訴訟を起しているということでございますけれども、この庁舎建設に、新しく新庁舎をつくるために町民の血税を使い、そして多くの各種団体の代表者の方、また町職員、それから議会からも特別委員会、いろいろな機関の方々が協力し、そしてようやく着工を迎えるわけです。11月28日には起工式が終了いたしまして、大きく庁舎建設事業については前進をしたわけです。これから約1年間の工期を経て完成していくわけでございます。すべて外構だとか備品の購入、搬入、そういったものを含めると、予定では平成20年4月ないし5月、その辺にようやく新庁舎への引っ越しということが現実のものとなっていくのかなというふうに期待をいたしております。

しかし、この庁舎建設事業、私は庁舎建設事業というその事業について、建物を要するに建設するための事業ではないのではないかなというふうにとらえております。久保田町長も当選以来26億円の基金の範囲の中で建設をしたい、またぜいたくな庁舎は必要ない、そういったことを訴え、その公約については守られていると、私もこれは本当にそう思います。しかし、庁舎建設事業は、建物を建てるということだけでは私はないと思います。中身、その新庁舎ができることによって、町民も利益をこうむるわけです。その利益のこうむり方というのはいろいろな形はあろうかと思いますが、当然のごとく今現在使っている役場庁舎と比べれば、経費、そういったものも多くなっていくものと思われま。電気代ですとか例えばセキュリティーの面ですとか、そういった部分については現状よりも多くなかっていくでしょう。しかし、その対価として行政事務の効率化も図られ、そしてそれに対して町民が受ける利益というのは、これは私は非常に大きいなというふうに期待をしております。町民の皆さんも、建物については当然お金を支払うわけですから、建設業者並びに設計業者、いろいろ工事に携わる業者の方が立派な建物をつくってくれるでしょう。しかし、中身についてはお金はかからないのです。お金は、私は必要ないと思うのです。でも、一番町民が期待しているのは、そこの部分ではないか。いい建物をつくる。今分散しておりますが、それが1カ所になる。また、新しい。自分の家を建てたときもそうでしょう。新しい家が建てば、何か気分がわくわくして、これからこの家に住むのだということで非常に晴れ晴れとした気持ちになるでしょうけれども、町民の期待や注目はそういったところではなくて、やはり行政事務が効率化されることによって、また新庁舎が建設されることによって、私たちがどれだけ便利になるのだろうか、どれだけ住民サービスが向上するのか、そういった期待が私は一番住民の中にあるのだと思うのです。実際にそういった声を、最近になってよく聞きます。話の発端は保健センター、保健センターをつくりま。あの保健センターを庁舎と勘違いしている人いっぱいいるのです。「いい庁舎できたね」、

「いや、あれは保健センターなんです」、「あんなでっけえのかよ」と、こう言われる方は1人ではありません。結構います。箱物をつくることに対しての抵抗というのは、当然あるはずですよ。いつの世もこれはあると思います。しかし、血税を使ってつくった建物より、その金額を超えたすばらしい行政をやっていただければ、住民はちっとも大きい庁舎だとも思わないでしょう。大きい保健センターだとも思わないのです。そこの部分を、やはり久保田町長初め課長方おられますけれども、十分認識をしていただきたいと。それだけ新庁舎をつくるということは大変なことなのだなという実感を、やはり持っていただきたいというふうに思います。

ちょっと長くなりましたが、そこの住民サービスが庁舎を建設することによって、これは向上して当然です。サービスが向上すること、これはかなりはかり知れないものが私はあるのではないかと。一体具体的にこれがどういった分野においてその効率化が図れて、住民サービスが向上されていくとか、まさに庁舎建設に向けた私は政策的なビジョンだと思いますけれども、その点について町長にお伺いをいたします。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 お答えします。

庁舎についてであります。いろいろと裁判等ある中でありましたけれども、結果的にすばらしい庁舎ができるというふうに考えております。多くの皆様の協力のもと、また議会の皆さんの協力のもと、28日に起工式が行えたこと、本当にうれしく思っておりますし、町民の望むところであると思っております。以前の庁舎と比べてみた場合には、保健センター1個分ぐらいは優に予算的にも浮いているわけでありまして、今後工事が進む、また外構も含めた中で、それ以上に予算的には浮いてくるはずでありますし、小さな庁舎といいますか、予算的には以前の計画よりも大変安くできるのだと思っております。

また、いろいろなことがあったことによりまして、町民の注目も多いわけでありまして、またその期待にこたえる庁舎にしなければならないというふうにも思っております。建物をつくる段階で、とてもわかりやすい庁舎でなければならない。そして、使いやすく維持管理がしやすい建物でなければならない。そして、安心、安全でなければならない。これを基本に今までやってきたわけでありまして。また、この庁舎をつくることによりまして、大変庁舎も分散しておりまして、南庁舎、北庁舎、そしてこの本庁舎ということであったわけでありまして、これが1カ所で済むということになります。また、駐車スペースにおいても、今まで以上に使いやすいスペースになっていくと思っております。また、今まで住民窓口に来て、また保険の窓口に来て、プライバシーが守られていない部分もあったわけでありまして、これが小さな相談室等も幾つかできまして、町民にとっては相談しやすいスペースができるのではないかと思っております。今まで窓口でお話しする場合、隣の何でもない人が住民票を取りに来た人に聞かれてしまう。自分の話したくないことを聞かれてしまうような状況もあったかと思いますが、これからは新しい庁舎になれば、そういったプライバシーも

確保される。これも新しくなることによつての町民サービスにつながるのだらうと思つております。また、障害者にも優しいバリアフリーということで、エレベーターを設置したり、それぞれの課に行きやすくするというのも一つあると思ひます。

また、災害時に、一番大切なことではありますが、庁舎は災害時にいろいろな情報を発信する場所でもありますので、この庁舎が壊れてしまうのでは大変であります。とにかくしっかりとした庁舎でなければならないというふうと思つております。これも鉄筋コンクリートで耐震に、大きな地震にも耐えられるような構造となっておりますので、有事の際も町民に情報が安心して流せると思つております。また、会議室等も大変少なかったわけではありますが、いつも会議室をとり合ひしていたわけではありますが、そして小さな会議も大きな部屋でやっていたような部分もあります。光熱費も使つていた部分もあると思ひますが、これからは小さな会議は小さな会議室でできるということ。これも一つの利点だらうと思つております。そういったものは、今まで幾つかお話をした部分につきましては、庁舎を建てることによつての町民サービスであるというふうと思つております。

また、先ほど議員が言われたように中身が大切なのだということではありますが、今後は情報機器も整備した中で、町民にいろいろな情報サービスができるように、そしていろいろな文書管理等についても今まで以上にスムーズな取り扱ひ、また決裁などにおいても電子決裁等も導入できると、それを目指して頑張つていきたいと思つております。ともあれ町民の期待に沿うような建物、そして中身でなければならないというふうと思つております。今後も機構改革やいろいろな庁舎内のシステム等も研究した中で、よりよい町民サービスができるように、職員一同一丸となつて努めていきたいと思つておりますので、よろしくお願ひいたしまして答弁にかえさせていただきたいと思ひます。

○中川健治議長 松島議員。

○2番 松島茂喜議員 今町長の方から、今までの経過等を踏まえた中で、その中身についてはやはり機構改革、そういったお言葉もありましたけれども、そういった中身についての研究ももちろん必要でしょうし、それに対する対応を当然とつていくというようなお話でありましたけれども、私はこの庁舎建設、先ほど来申し上げていますが庁舎建設事業、すべてこれは含まれていると思うのです、そういった中身のことに ついても。予算的には入っていなくても、それは含まれているものだというふうに思ひます。町も集中改革プラン等策定した中で、第五次総合計画に基づいた行政運営を行つていくわけではありますが、集中改革プランを改めて見直してみますと、これは一つの先ほど来申し上げている中身の部分だと思ひのですが、ここには事務事業の再編、これまた整理、そういったところがうたわれております。その中に役場庁舎建設による施設の集中及び機構の見直しと、今町長が答弁したところだというふうに思ひますけれども、こういったところが図られていかななければならないということで位置づけをされております。それから、職員の数ですね、行政事務が効率化されていって、当然人口も減つていく。逆に職員がふえるということはありません。

す。当然減らしていく。それも平成22年4月1日においては、職員の数を10人、4.7%削減していくというような数値目標ですけれども、挙げられているわけでありませぬ。

俗に言う縦割り行政、そこの部分というのは、なかなかこれは縦で割ったところに厚いカーテンがあって、横との連携がとりたいたときもあるでしょうけれども、なかなかとれない。また、逆にとってはいけない。そういった意識の中で現状では職務をされていると思うのですけれども、そういった果たして時代のニーズ、それから住民のニーズ、それから時代の変化、そういったものに対応していくためには、この縦で割った部分というのは残さなければならないところもあると思いますが、これは全部そういうことはやめろという話ではなくて、やはり横の連携を図っていかねばならない。例えば例を挙げて申しわけないですが、私もまだ行政、こういったことに携わって日が浅いものですから、なかなか生意気なことを申し上げられませぬけれども、例えば保険年金課、それから福祉課、これは密接なつながりが出てきてしまっているわけです。以前はそういった切り離されていた部分が協力してお互いその連携を図っていかないと、一つの事業ができない。また、住民のためのニーズに対応できない。そういったものというのは、私は今申し上げた保険年金課と福祉課に限らずほかにもあると思います。そういったところを十分精査して、やはり板倉町の方も4課にしてしまったとかいうことで新聞に出ておりましたけれども、機構の見直し、そういったことも当然やるべきことでしょうし、これは新庁舎建設、また引っ越しと同時にそれが行われるような準備を、当然今から始めなければならないわけです。そのひな形として集中改革プランありますが、正直な話空欄がいっぱいあります。数値は入れないところあったり、そういう部分はあるかと思うのですけれども、なかなかビジョン的に、新庁舎ができることによってそこへ新しく移動するわけですけれども、移動したときにこういう体制でいくのだというところが、なかなか見えてこない。いわばビジョンがどうしてもわかりづらい、そういった声というのは多く聞きます。その部分をぜひとも明確に打ち出していきたいというふうに思っております。

今申し上げました機構改革、縦割りの行政の見直し、横の連携、そういったこともありますが、その部分について町長先ほど答弁いただきましたけれども、少しビジョンが見え隠れする部分が幾つかありました。そういった部分をもう少し詳しく言っていただければなと思うのですけれども、よろしく願いいたします。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 機構改革といいますか、平成20年に庁舎の方ができるわけでありませぬが、それに合わせて課の方を削減する考えは持っております。また、縦割りでなくて、もう少し横の連絡をとるべきではないかというようなお話もありますが、既に今課長等にも横の連絡はとるようにと。そして、その課内でのやりとりといいますか、ある程度の部分については課長に一任している部分もあるわけでありませぬ。仕事がやりやすいようにということで、課長の判断でやりやすいように、お互いに連絡をとりながらやるようにというような指示もしてあるところでもありませぬ。庁舎が新し

くできることによってサービスが落ちないように、しかしながら財政面でもいろいろ制限がありますので、抑えていかなければならない部分もあります。町民サービスと財政のバランスを見ながら改革を進めていきたいと思っております。

板倉町の例が出ましたけれども、名前を出すとちょっと今あれですけども、15課を4課にしたというようなことのようにありますが、課を減らすことによって町民サービスが落ちたのでは困るし、課を減らしたことによって、財源が特別できるというようなことでもないと思っております。その辺のバランスまたはお金とバランスでありますけれども、その辺はよく研究しながらやっていきたいと思っております。それよりも、町民サービスを第一に考えた中での改革でなければならないと思っております。なかなか具体的でないかもしれませんが、答弁とさせていただきたいと思えます。

○中川健治議長 松島議員。

○2番 松島茂喜議員 小さな庁舎で大きなサービス、まさにこれが庁舎建設の根幹でありますし、また町民が一番望んでいるところだと思います。逆では困るわけです。何度も前にも申し上げましたけれども、大きな庁舎で小さなサービスと、それでは非常に庁舎をつくった意味がないではないか、そういうふうな町民の方から言われたのでは困るわけですので、ぜひともその中身については機構改革がありましたけれども、そういうことも含めてこれは誠心誠意やっていただきたいというふうに思います。これは余談になりますが、職員の、私もお邪魔するときありますが、机あります。いろいろ書類いっぱい置いてあります。勉強熱心だなと、こんなにやはり事務量があるのかというふうないつも感心しておるわけでございますけれども、今はパソコンが1人1台あります。しかし、前はなかったわけです。ないときは、当然そういう書類が膨大になっていた。前の人が見えないくらい書類が多くあった。パソコンが導入されることによって、こういうものは全部なくなってしまうのだという話が役場じゅうを駆けめぐった。私はいないときですけども、そういう話もありました。しかし、現状はどうか。整理されていない。また、すべきものがされていないというより、できない。それでは困るわけです。パソコンを導入したことによって、行政事務だって効率化するわけです。当然です。当然それだけ、こういう今小さいディスクに入ってしまうわけですから、それに全部入らないものもあるでしょうけれども、机の上がきれいになっているのは、私は当然ではないかなというふうに思うのです。でも、現状はやっぱり違う。

また、余り触れたくない部分ですが、町長室の横の廊下を西に向かいます。そうすると、給湯室が右側にありますが、そこの壁にさまざまのピラといひますかポスターだとかが張ってあります。私もたまに拝見させていただくのですが、その中でこの間目を引いたポスターがあります。「残業代ゼロ、あり得ない」、これは組合の中の連合が出しているポスターだと思うのですけれども、残業やってお金を支払わない、これはまずいことだと思うのです。それよりも先に、本当に残業が残業になる仕事なのかどうかというチェックがされているかということです。民間であれば担当の課

長が、部下がきょうはこれだけの仕事があるので、残業させてください。課長はそれを見て、いや、こんな量では定時でできるだろう。できないのは、おまえの能力がないからだといって、もし残業になっても残業代つけてくれません。今はそういう時代です。果たしてそういうこともチェックされているのか、そういう部分についても非常にこれは疑問に残るわけです。当然簡素化されて効率化されていけば、一つのそれは合理化ですから、当然そういった残業の部分についても、今までの状況と同じというわけには私はいかないと思うのです。そういった部分を含めて、ぜひとも小さな庁舎で大きなサービスを行っていただきたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○中川健治議長 暫時休憩します。

〔午後 零時05分 休憩〕

---

○中川健治議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午後 1時00分 再開〕

---

◇ 横 山 英 雄 議 員

○中川健治議長 10番、横山英雄議員。

○10番 横山英雄議員 10番、横山です。発言通告に従いまして質問をさせていただきます。私の通告時間は30分ですので、答弁については簡潔にお願いしたいと思います。

学校給食センターについて伺います。まず、職員は何名で日量何食ぐらいつくっているのか。それと、地場産の食材はどのくらい使用されているのか。それに、給食費の児童生徒の保護者の負担はどれくらいか、また不払いはあるのか。それに、給食センターは現在地に昭和54年4月1日に新築移転してから27年経過しておりますが、設備、機能等について問題はないのか、この点を伺います。

○中川健治議長 遠藤学校教育課長。

○遠藤幸夫学校教育課長 ただいまのご質問にお答えを申し上げます。

まず、現在邑楽町立学校給食センターでは、毎日約3,000食の給食をつくっております。町内すべての小中学校及び幼稚園に配給をしております。この3,000食をつくるための職員は、所長以下栄養士、調理員など25名でございます。現在学校給食センターでは、限られた予算、限られた時間の中で、学校給食法に基づきまして安全でおいしい給食を目標に鋭意努力をするとともに、食育にも積極的に取り組んでおります。

次に、地場産の農作物等の利用状況でございますが、本町では平成14年から町内の農家の協力を得る中で、食育事業として地産地消をスタートいたしました。当初の取扱量は、品目では長ネギ、キュウリ、かき菜など3品目、213キロ足らずでございましたが、17年度では12品目を取り扱うこ

とになり、取り扱った量も1,167キロの野菜を荷受けできるようになりました。今後も食育の重要性を踏まえて、引き続き地場産物の利用を図っていきたいと考えております。

次に、給食費の保護者負担でございますが、幼稚園では月額3,700円、小学校では月額3,800円、中学校では月額4,600円となっております。また、この給食費の未納につきましては、今大変大きな社会問題ともなっているところでございますが、本町においては小中学校及び幼稚園のすべてにおきまして、未納者はございません。この未納者ゼロというのは県下でも数少なく、大変自負しているところでもありますが、まさに保護者の理解と学校の先生方の協力のたまものと認識して感謝をしているところでもございます。

次に、施設の状況ですが、先ほど議員がおっしゃられたとおり、現在の給食センターは昭和54年4月1日に建設されております。築後27年が経過をしているため、老朽化が進み修理、修繕等には苦慮することもございますが、施設設備等につきましては県による定期検査と毎日の点検等の中で早期対応に努め、細心の注意を払いながら安全の確保を図っているところでございます。

以上で終わります。

○中川健治議長 横山議員。

○10番 横山英雄議員 今課長の答弁で3,000食、そして最初は14年は地場産の213キロから、17年、12品目、1,167キロと、非常に地場産の使用が多くなっておりますが、顔の見える安心、安全な食材を、できる限り地場産を利用させていただきたい、そういうふうに思います。

機能については問題ないというふうなお話がありますが、その点についてまたちょっと違う角度から質問しますが、今新聞等で問題になっている給食費の不払いというのが一つもないと。非常に喜ばしいことで、給食を提供している栄養士初め、職員の方々も非常に喜ばしいことかなと思いますし、また張り合いがある。そして、先ほど課長が言ったように保護者の理解が非常に得られているということは、特においしいものを安く提供できているかなと思いますので、その努力は非常に買います。

それから、2問目に移りますが、東毛地区の町、市において業者委託がどのくらいあるのか。また、設備機能に問題はないと課長が申されましたけれども、栄養士や調理員が安心、安全でおいしい給食を子供たちに食べてもらおうと、大変なご苦労があるのかなと。そして、また栄養士は本音で、これは課長には言っていないかなと思うのですが、このままの施設では一日も早く県へ戻りたいと、そのくらい大変な思いをしているのかなと、そんなことを総務文教常任委員長の小倉委員長に話したそうですが、そんなことを聞きました。町では、今後学校給食についてこのまま続けるのか、また業者委託を考えているのか。続けるとすれば、一日も早く安心、安全な建物をつくる必要があるかなと思うのですが、教育長と町長に伺いたいと思います。

○中川健治議長 川田教育長。

○川田定昭教育長 お答えをいたします。

まず、東毛地区で業者委託をしている町がどのくらいあるのかというご質問だと思いますが、これは私のところにあるデータによりますと、民間委託をしている市町村は東毛地区では1町です。一つの町だけです。ただ、統計の取り方が、呂楽町も御飯などは民間委託をしているというふうに言えば言えるわけですが、そういうのは別にしておかずと副食等について町で調理しているのは、民間委託とは考えておりませんので、全面的に委託をしているものについては、この東毛地区、群馬県内でも1町しかありません、現状では、そういう状況です。

それから、呂楽町の栄養士がどこかへ行きたいと言っているというようなお話があるようですが、行きたい気持ちは私も幾つか聞いているのです。ただ、その行きたい理由は、自校方式と共同調理場とかいろいろなところを経験したいと。そういうので、ある年数がたったらいろいろなところへ行ってみたいと、そういうようなこと言っているわけなので、呂楽町の給食センターがどうのこうので異動というのではありませんので、まずその点をご理解いただきたいというふうに思います。

それから、今給食にかかわる問題は大変話題になっております。それは、先ほどから言われておりますように給食費の滞納が非常に多いということで、呂楽町では先ほど課長の方が言いましたようにゼロということなのですが、いろいろほかの町村では大変滞納が多いということで、給食のあり方自体が大分今議論になっております。それと同時に、食育基本法というのが制定されて、食育について、今それぞれの家庭の生活様式が変わってきておりますので、食育については町を挙げて取り組みなさいというような、そういう基本法も制定されているということで、非常に食に対する考え方は私たちもきちんと変えて、しっかりした食育行政あるいは教育行政を進めていく必要があるかなというふうに今思っております。そういうことで、学校給食を民間委託にどうだという、そういう質問だと思いますが、私の個人的な考えとしましては、いろいろ教育上ではやっぱり学校給食は、自校方式なりあるいは共同調理場でやっていくのがいいのではないかなというふうに思っています。民間委託につきましては、財政上の問題とかいろいろな情報を総合した中で、最後の取り組みかなというふうに私は思っております。現状では、ぜひ今の共同調理場を継続していければいいかなというふうに思っております。ただ、財政上の問題等もありますので、いろいろ検討した上で、町部局の方には教育委員会として改築等のお願いをしていきたいと、そんなふうに思っております。よろしいでしょうか。

以上でございます。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 答えします。

給食センターについて建てかえるような考えはないのかというようなことだと思いますが、私も学校、幼稚園、保育園も含めてですけれども、給食を子供たちと一緒に食べ、給食の感想、また子供たちがどんなふうに使っているのかなということで、学校訪問したり幼稚園訪問したりして、子

供たちと一緒に給食を食べたこともありますけれども、大変子供たちもやはり給食の時間というのは楽しみにしているようでもありますし、私も子供のころを振り返れば、やはり給食というのは一日の中で非常に楽しみなものだと思っておりますし、大切なものだと思っております。そういった中で、現場の方も私もいろいろと見てきましたけれども、やはりラインが2ラインありまして、おかずを2品目つくっているわけですが、理想からいえば、3品目は調理したものを食べさせてあげたいというような気持ちも十分持っております。また、中学生が食べるものと幼稚園生が食べるものが同じラインでは、やはり味つけも変わってくるだろうし、食に対する関心、おいしく感じる感じ方が小さいころと大きくなってからでは違うと思っております。

そういった中で、給食については非常に関心を持っておるわけでありますが、町の方も今財政的にもいろいろ調整をしなければならない状況にもありますが、中野小学校の耐震工事を今やって、これからやるわけでありますが、その工事が済んだ後に、給食センター等についても取りかかれるような方向で進めたらいいというふうにも考えておるわけであります。邑楽町に住む子供たちが食に関心を持ちおいしく食べ、そして農家の方や多くの方々に感謝しながら食べるという気持ち、こういったものも大切だろうというふうに思いますし、また栄養面からいっても、やはりバランスのとれた食を子供たちに提供していきたいというふうにも思っております。この給食センターについては、町としても前向きに取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○中川健治議長 横山議員。

○10番 横山英雄議員 先ほどの教育長の答弁では、栄養士は県に帰りたいというのは、自分がいろいろ体験したい、勉強したいということで、古いからではなくて、そういう前向きな発言だというようなことですよ。そうだそうです。

それから、町長は今中野小終了後考えているというふうなことですけれども、やるとすれば補助金の関係もありますよね。だから、急に今できるからといって、すぐにできるものではないかなと思うのです。町長は前々から、必要なものから取り組んでいきたいと言っていますよね。町の将来のことを考えると、子供たちには安心、安全、そして真心のこもった給食を食べさせてあげることが大切ではないかなと。万が一、食中毒でも出てしまってからでは遅いのではないかなと思うのですが、つくるのであれば、一日も早くできるようにせめて調査費を予算化したり、手続がありますので、そういう準備をする必要があるのかなと思います。

また、きのうは所管の総務文教常任委員会では、視察研修、調査等を行っておりますが、給食センター建設については全員賛成だというふうな話も伺っておりますので、もう一度町長の考えを伺いたいと思います。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 お答えします。

予算的なこともありますので、いろいろやりくり等もあるわけですが、交付金等を使えないのか、補助金等を使えないのか、分のいいやつを今いろいろ探していきたいと思っております。いろいろな交付金があるようですので、この辺も当てはめてどうなのかということ。また、中野小学校の耐震大規模改修が終了した後になると思いますが、やはり先ほど言ったように安心して安全なものを子供たちに提供しなければならないということと、また食に関心を持っていただきたいということ。また、栄養のバランスのいいものを提供し、元気な子供に育てていただくように、また給食が子供たちは非常に楽しみにしておりますので、これにこたえられるような設備を整えていきたいというふうには思っております。私も先ほども、繰り返しになってしまいますが、子供たちと一緒に食べた中ではいろいろとを感じるものがありまして、それを反映していければと思っております。できるだけ早い時期に取り組めたらいいなと思っております。来年度は庁舎建設、そして中野小学校の耐震工事等もありますので、そういったものが一通り区切りがついた段階で取り組めればというふうに思っております。

今年度も若干ではありますけれども、調査費ということで盛り込まさせていただきましたけれども、さらにいろいろな角度から研究するよにということで指示をしていきたいと思っております。予算の方もいろいろな補助金、交付金等を探した中で取り組んでいければと思えます。少し時間をいただければと思えますが、よろしく願いいたします。

○中川健治議長 横山議員。

○10番 横山英雄議員 町長の答弁ですと、前向きに取り組んでいくと。耐震と庁舎と、中野小の耐震が終了後と言いますが、いろいろ研究していただいて、少しでも補助金が多くもらえるように、また今は場所的にもどこか環境のよいところを探して、今のところを売却したり、そういう差益も出るかなと思えますし、中学生は3年で卒業してしまうのですから、早くやらないと間に合いませんので、できるだけ早くできるように努力をしていただくようお願いをしまして質問を終わります。

---

#### ◇ 本 間 恵 治 議 員

○中川健治議長 11番、本間恵治議員。

○11番 本間恵治議員 発言通告に従いまして質問させていただきたいと思えます。行政改革についてということでの質問でございます。

私は、平成15年第4回の定例会、12月25日に行われた一般質問におきまして、11番目の最後の質問者として鶉土地区画整理事業、そして合併問題について、庁舎建設について、そしてまた巡回バスの設置についてと題して質問いたしました。そのとき、新町長、おめでとうございますと言って始めたわけですが、町長も、私も一生懸命応援した一人でございますが、立場が変われば、やはり町長と議会は車の両輪のごとく切磋琢磨した中で町づくりを一生懸命やっていきたいと思

ますと、そういうふうな出だしで質問させていただきました。最初に、鶉土地区画整理事業につきましては進捗状況を聞きましたけれども、ぜひ鶉の区画整理を成功させていただきたいと申しましたところ、町長は早期完成に向け、町としてできることはやっていきたいと答えていただきました。町長がそのときの施政方針の演説の中で、町民の町民による町民のための政治ということを申しましたけれども、それにのっとって庁舎建設等につきましては、合併を見据えた中で対応していくと、そういうふうなお考えもいただきました。過去において、仮称ではございますが、芸術ホールについては町民の文化協会、そして区長会、婦人会、そして音楽連盟等々の6団体による八千有余の署名をいただいて請願したり陳情したりした経過がございます。そして、芸術ホールができたとき、そのこけら落としとして公民館等につきましてはいろんな人たちが1カ所に、一堂に会して芸術発表会、そういうものを催したり、混声合唱団をつくって参加しようとしたり、いろんな目標を持ってやってきている人たちがたくさんおりました。町長は町民のニーズに合ったものについては、できるだけ対応していく。皆様から要望のあるもの、高いものについては、こたえていきたいと考えております、そういうふうにも言っております。町の中を巡回させるようなバスが欲しい。地域の人たちに密着した巡回バスを考えている、そういうふうにも答えておりました。

この当時、邑楽町は群馬県下11市33町26村、合計70行政区の中でも、平成14年度になりますけれども、工業出荷額は5番目ということからしても、財政基盤のしっかりとした群馬県下の常に上位に位置している邑楽町が、このような現状の中で逆に破綻するようなことがあるならば、群馬県下の大部分の町村が邑楽町よりも先に破綻してしまう。国の財政は膨大な借金で、皆さんの年金を減額しなければならないほど苦しい運営を強いられている、そんなことも話の中で言っております。3年間町長の在職の中に、先ほど前の議員が申しましたけれども、北部を中心にバスを運行させたり、保健センターの建設を行ったり、また長柄小学校耐震補強大規模改造工事、南保育園移転改築事業、南児童館建設事業、北児童館改築事業等々形に見えるものだけでもたくさんの実績を残しております。そして、また平成18年11月28日に新しい庁舎の起工式が行われ、来年の11月末日完成に向けてスタートを切りました。鶉区画整理事業につきましても、平成35年に完成を目指すと、担当課長から35年という目標を掲げての区画整理が着々と進められております。そんな実績を踏まえて、町のあり方、行政改革について質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、町民憲章、5章から成りますけれども、その中の一つに「邑楽町は町民総参加のスポーツ振興の町です」とうたっております。邑楽町を見渡して、公園、例年になく芝生は短く刈られ、管理の行き届いたすばらしい公園となってきております。野球場等の芝の管理も、やはり芝刈り機を町で購入しシルバーの人たちをお願いした管理の徹底が行き届いて、すばらしいものになってきております。そして、また野球場のそれぞれのベンチの設置、柔道の畳の入れかえ、レスリングの新しくできたマットの購入、各グラウンドの整備、町民が見てもわかるような実績が少しずつ着々と進められております。

一方、「邑楽町は教育を重んじ文化を高める町です」。第四次総合計画後期基本計画の平成13年から平成17年、それを見ますと豊かさの価値観が物から心へと移行し、生きがいのある人生とは心豊かな人生を指すようになってきた。そういうふうな現況と課題の中から、施策の中では芸術、文化団体の活動を支援し、活動の活発化を図る。さらに、相互交流の場や発表の機会をつくり、町民各層の文化意識の高揚と広範な芸術文化活動を促進する。文化施設の充実のところでは、さまざまな芸術、文化活動の発表の場となる文化ホール等の早期建設を図る、そういうふうにもうたっております。それを踏まえ、今度第五次総合計画基本構想及び前期基本計画として、平成18年から22年度において掲げられました。私は町民が町を訴えるというふうないろんな経過の中で、本来の町民が望んでいる芸術、文化に対する情熱は、私は悪いものではない。決して町を訴える人たちが悪いというのではなくて、その人たちの意見を代弁した中でそういう対応になってしまった部分がたくさんあるのではないかと、そういうふうにも思っております。「罪を憎んで人を憎まず」という言葉がございませぬけれども、その新しい中には現況と課題という中に、町民の皆さんのいろいろな要望等がこの中に入っていることが、私はせめてもの救いである、と、そういうふうにも思っております。文化活動の拠点となる施設の整備というところには、「町や地域の文化活動の拠点となるホールを有する中央公民館（多目的施設）の建設を検討、推進します」、そういうふうにもうたっております。町民のために、スポーツは競技です。優劣を争う、だれが見てもわかる競技でございませぬ。文化、芸術については、なかなか優劣がつけがたい。どれが立派でどれがだめなのか、そういう判断はなかなかできません。スポーツにおいては、毎年スポーツ功労賞というふうな形の中で表彰を年に1度行っております。芸術、文化においてはどうか。そういう形はとっておりませぬ。私はそういう部分では、やはりどちらもなくはならないものだと思っておりますし、文化、芸術についてはある意味では人間の心のゆとりの部分だと、そういうふうにも思っております。そんな中で、町長は芸術、文化を町の振興施策としてどのようなお考えをお持ちかお聞きしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 邑楽町の文化についてどのように町長は考えているのだということですが、私も絵を見たりかいたりすることも大好きでありますし、落語も好きであります。いろいろな公民館活動等でやっているような部分も大変関心を持っておりますし、いろいろなお花やちぎり絵や書道や、いろいろ活動しているわけですが、邑楽町の文化についてはさらに活発になってほしいと思っておりますし、私も公民館育ちであります。公民館から、社会教育という場からいろいろなことを教わりながら育った人間でありますので、文化活動に対しまして否定するものではなく、逆に応援はしていきたいというふうには思っております。

ただ、ホールのお話かなと思いますが、ホールについては、今までの庁舎建設について一緒に組み合わせてきたものについては、借金をする計画であったわけでありまして、私はそれはのめない

よということで、やはり借金はしないでやっていきたいということで、庁舎の基金の範囲で庁舎を建設するのだというようなことでやってきたわけであります。文化活動自体を否定したわけではありませし、文化活動については、これは応援はしていきたいと思っています。しかしながら、そういった今までの庁舎と一緒に作るホールについては、財源的に無理があるということから、私は反対してきたわけであります。文化活動については、邑楽町としてはいろんな人たちが、油絵などはいろいろ出展して入選している方等も出ているというような話も聞いておりますし、指導者という立場になっていろいろ教えてくれている人もいるということでもありますので、これからも文化活動については、さらに公民館活動等については応援していきたいというふうには思っております。

○中川健治議長 本間議員。

○11番 本間恵治議員 私は先ほど言いましたけれども、ホールを早くつくってくれと、そうやって言った方がいいのではないかというふうな意見も出ましたけれども、私は町民のためになることであれば、早期につくっていただきたい、そういうふうに望む一人です。ですから、借金はしたくないというのであれば、それはそれなりに庁舎と同じように基金を積み立てるとか、それはいろんな財源を確保する方法はあると思います。その努力をしていただければ、私は別にすぐにつくれとかそういうことではなくて、やはり町民のために指針としてこういうふうに行っているよと言えるような町政のあり方に立場をとっていただければと思います。職員がみんなそれぞれ場所、場所です仕事をしているわけですから、前に進むのが私は行政のあり方だと思いますので、それはそれなりに検討していただければと思っております。1度しか聞きません。あとはそちらで判断をし、受けとめていただければと思います。

次に、議員の定数が来年度から16名、4名の減になります。その対応について先ほども出しましたけれども、各課を統廃合させてスリム化を図る考えがあるのかどうかお聞きしたいところでしたけれども、平成20年新庁舎に向けて行うというふうに町長が申しました。それが効果があればいいのだけれどもというふうな先ほどの回答だと思っておりますけれども、先ほど言いましたね。板倉町は14課、局を5に改編すると。この中には、読みますけれども、板倉町が新たに設置するのは、総合政策、政策窓口、健康福祉、建設農政の4課、教育委員会事務局を同列で配置する。農業委員会事務局と議会事務局はグループに位置づける。課長級14人のうち、課長とならない職員はグループリーダーなどに降格となる。管理職手当は、係長代理以上の72人に支給しているが、新体制では課・局長、グループリーダー、サブリーダーの計39人に絞り込む。さらに、本給に対する定率支給を、年功の影響を受けないよう職位ごとの定額制にする方向で検討している。人件費の削減効果は、年間約2,000万円と見込んでいます。そういうふうに新聞には書いてあります。例えば課を一つ減らす。では、だれを削ろうと、そういうふうになったときには、やはり執行側の長として町長も悩むと思います。ですから、思い切ったこういう形をとれば、分け隔てがないのかな。実力のある人が上に残る、そういうふうな形になるのかな。思い切った断行をしないと、なかなかできないのかな

というふうに私も思う一人なのですけれども、そういう部分でどうなのか。

それと、職員の削減につきましては、以前 I T、情報機器、パソコンの導入から始まって、その当時はそれを入れることによって人員を減らすというふうな対応があったと思います。でも、実際にはそれで減らせたのかどうか。私は、余りその効果はなかったのかなというふうな気もいたします。まだ机の上にはいっぱい書類が山積みになっているのが現状です。なかなかパソコンが広範囲に活用ができていないのかな、そういうふうにも思っております。そして、ベテランの課長を外郭の施設へ館長等で就任していただいて、若い人を課長に抜てきをし活性化を図ったというような現状があるわけですけれども、それを何度もやるわけにはいかないのかなという部分もございます。

そこで、職員の削減、そして各課の統廃合について、改めて町長の意見をお聞きしたいと思います。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 各課の統合ということですが、先ほどもお答えしましたけれども、一概に14から5というような形は、私は邑楽町の場合はそういう形はとらないでやっていきたいと思っております。それよりも、やはりもちろん財政のこともありますけれども、課長を減らすことで浮く管理職手当の部分と町民に対するサービスの低下のバランスを考えた場合には、やはり管理職手当もあれですけれども、町民サービスの方をできれば充実させていきたいと考えております。ただ、今のままいくのでいいということではなくて、やはり中をいつもいつもチェックしながらこれはやっていきたいと。庁舎ができるのに合わせて若干の削減は考えたいとは思っておりますが、極端な削減は今のところは考えておりません。機構を変えるということは何を意味するかということは、町民サービスでありまして、いかにスムーズに、また町民の望むものを提供できるかということだと思いますので、機構については慎重に考えた中でやっていきたいと思っております。町民サービスが劣らないように、また役場庁舎ができて、「何だ、中が全然変わっていないじゃないか」と言われないように、職員一同一丸となってサービスの向上に努めていきたいと思っております。

確かに、今机の上が乱雑であるというふうなご指摘もあるわけですが、書類等については、新庁舎に行ったときにはきれいになるというようなことで今やっております。今きれいにできないで、あっちへ行ってできるのかというようなお話もあるようですが、必ずやるようにこれはやっていきたいと思っております。

また、パソコン等が入ったことによって、少し人が減らせなかったのかというようなこともあったようではありますが、今の時代でありまして、パソコンでいろいろな書類の作成等、そういったものについては早くできるようになったのかなと思っておりますが、そういった部分での時間的なサービスはできているのではないかとこのように思っております。

○中川健治議長 本間議員。

○11番 本間恵治議員 町民サービスにこたえると、行政改革、そういう部分で各課の統廃合という中で、私は必ずしも何々係、何々係と係を多くして、横の連携がとれないで自分のところだけやっ

ていればいいのだと、そういうふうな部分もいっぱいあると思うのです。忙しいときは、暇な人がそこを手伝うとか、そういう部分での改革というのをもたくさんしていかなければ、いつも忙しいところは忙しいのです。暇な人は、いつも何やっているかわからない人もいるのです、一般的に見れば。だから、そういう部分での課長の配下の人たちが有効に全体と一緒に動くような対応というのを常にとっていくのが、私はベストだと思うのです。ですから、その中でだれかが残業しているという人がいれば、ほかの人が補って残業しないようにするというのも一つの方法なのです。やつが担当だから、やつにやらせればいいのだ。そうすると、いつもやっている人が担当がかわったら、次の人は全然残業していなかったというのもいっぱいあります、見てみると。たまに役場で夜遅くだれがいるのだろうと見ると、大体いる人はいつもいるのです。大体見ればわかるのです。その人たちがみんな先ほど言ったように残業手当出してくれ。そんなのは昼間やればいいのかという話も出てくるのです。ですから、やはり町民サービスにこたえると、言葉は立派ですけれども、それを少しでも実行に移すのは大変なことなのです。それをやはりみんなが意識を持ってやるのが、私は一つの方法だと思っています。

それで、先ほど言いました。各課をそんなに減らさないでやっていくような方向で町長は申しました。たまたまこしの運動会を例にとりますと、行政区対抗の運動会なのですけれども、小学生、6年生以下が地区によっては1人しかいないとか2人しかいないとか、そういう現状が如実にあらわれております。これは、やはり少子化の本当の現実なのかな。行政区対抗の運動会も、このままではもうできなくなってしまうのではないかな。救済措置として、何とかこしはできましたけれども、そういう部分ではやはり行政区も格差の是正をして行政区をスリム化していく、そういうことも考えなくてはならないのかな。私は、それは区長会等で皆さんが検討すればいいことだと思いますけれども、ただそういう現状を見ますと、例えば少ないところは住谷崎が世帯数で47、渋沼が56、鶉新田が58、大きなところでは前原が1,001、水谷大黒が625、明野が499、そのような世帯数となっております。そういう部分では、やはりバランスよく行政サービスをするためには、大きいところは代理区長が何人もいるとか、そういう対応とっているわけですから、同じようなとり方をすれば、その二つの行政区が一つになっても、どちらかが区長になって片方が代理区長になれば、やり方によっては何ら変わりはないのかなというような気もいたします。そういう部分で検討を促していただければ、そういうふうにも思っております。

最後に、中学校の統廃合の件なのですけれども、私が邑楽中学校、中野教場の卒業生なのですけれども、私が卒業した次ぐ年から統合して邑楽中学校一つになりました。邑楽中学校ができた当時の生徒数から比べますと、現在の邑楽中学校と南中学校の合計した生徒数は少ないのではないかなというふうな気もいたします。そして、生徒の構成なのですけれども、邑楽中学校は三つの小学校から一つになって中学校を形成しているわけなのですけれども、南中学校は長柄小学校がそのまま移行しているというふうな現状があると思うのです。そうすると、片方は生徒が少ない。それによって、

おのずとクラブ活動等の制約も受けます。やりたくても人数が集まらない、そういう部活も出てきます。ましてや小学校からずっと同じメンバーですので、やはりそこで勉強する子供たちもだれが頭がよくてだれがというのではないですけれども、そういう格差がみんなお互いに認識し合うような現状というのがあると思うのです。それが3町の小学校が一緒になれば、戦々恐々と最初はみんなに負けないように勉強する子は勉強するし、やはり切磋琢磨した中でのいろいろな子供たちの姿勢というのが如実にあらわれてくるのではないかというような気もするのです。そういった中で、できたら私は子供たちがどんどん減っている現状がある中で、一つにしてもいいのではないかなというふうな気もいたします。それは私よりも、教育長初め、教育に携わる人たちのお考えがどんなふうかお聞きしたいと思います。

○中川健治議長 川田教育長。

○川田定昭教育長 お答えしたいと思います。

中学校、邑楽町2校あるわけですが、その統合する時期に来ているのではないかということだと思っておりますが、現状ことあたり邑楽中学校が生徒数が576名、それからこれは5月1日の数字なのですが、南中が230名ということで半分以下になっているということで、学校の経営上では成り立たないことはない、現状のまま。これから5年後、6年後を見ても、そんなに人数的には変わりが無いということなので、南中学校の子供たちの教育上の影響を考えると、先ほど議員が言われましたように、確かに同じ学校の子供が9年間一緒に勉強しているわけですから、なかなか途中の刺激がないということで、序列がつけられてそのままずっと中学を卒業してしまうというようなことで、意欲的には南中の生徒の意欲を盛り上げるにはちょっと大変かなと、学校経営上ですね、そんな気はしています。ただ、私が統合した方がいいとかこのままいった方がいいとかというのは、ちょっと言えない状況かなというふうに思いますので、私自身は現状で当面はいけるのではないかというふうな気はいたしております。

以上です。

○中川健治議長 本間議員。

○11番 本間恵治議員 私は、3回質問いたしました。私は、素朴にいろいろ自分で考えて質問させていただきました。謙虚に聞いていただいて、取り上げるか取り上げないかはそちら執行側のお考えですので、私は皆さんにゆだねたいと思います。これからもよく町政を見守りながら、皆さんのご期待に沿うように、町民の皆さんのご期待に沿うように頑張っていきたいと思いますので、執行側の皆さんもご協力をよろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。

○中川健治議長 暫時休憩します。

〔午後 1時58分 休憩〕

○中川健治議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午後 2時15分 再開〕

---

◇ 大 野 栄 議 員

○中川健治議長 21番、大野栄議員。

○21番 大野 栄議員 発言通告に従いまして、順次一般質問します。私の与えられた時間はおおむね1時間ですので、その範囲内で終わらせようと思いますので、簡潔な答弁を求めます。

第1点目は、中央公園ふるさとの川についてですが、過日私がこの中央公園のふるさとの川モデル地区についての質問をしました。孫兵衛川の改修が全部買収が済んで、いよいよそれに向かって改修、改善がされているのですが、その後に遊具の改善、またお年寄りの運動器具等、それからシノダケの伐採等をそれぞれあそこのふるさとの川中央公園も含めて整備されてきておりますけれども、当初のふるさとの川のモデル地区にはまだほど遠い、ふるさとのどぶ川に今なっているのではないかと思います。あそこのじゃぶじゃぶ公園の場合は、3歳未満児の特に小さい子供たちが遊ぶようですけれども、階段が西と東の方にそれぞれ孫兵衛川の川の中に入れるようになっていますが、現実はなかなか浄化されていないと。その後の進捗と、それから来年度に向けての県の事業をどれだけ当初のふるさとの川モデル地区になっていくのかどうか、その辺も含めてお尋ねしたいと思います。

○中川健治議長 横山土木課長。

○横山正行土木課長 お答えいたします。

ふるさとの川モデル事業につきましては、県と町が相互に協力し合って1級河川孫兵衛川と現在のおうら中央公園を一体的に整備し、潤いのある水辺空間を創出するため、利根川水系孫兵衛川ふるさとの川整備計画を策定し、平成5年5月25日付で当時の建設省河川局長から認定を受けたものでございます。ふるさとの川モデル事業の整備計画区間につきましては、おうら中央公園を中心に約1.1キロメートルです。現在までの進捗状況でございますが、町道幹線5号線の下流約300メートルほどが公園も含めて未整備となっております。議員には昨年6月定例会におきまして、河川環境整備あるいは水質浄化等につきましてご質問をいただいたところですが、その後の状況につきまして申し上げます。まず、河川工事の状況でございますが、下流部の新中野地内の整備状況ですが、主要地方道足利・邑楽・行田線に係る中野橋から上流の住宅地内の河川工事に伴い、川と道路交差部にボックスカルバート橋、わかりやすく申し上げますと箱形の鉄筋コンクリート造の橋が全体で5橋ほど計画されております。館林土木事務所によりますと、行田線から上流に向かって4橋目まで、延長にいたしまして住宅地内のおおむね4分の3ほどの河川工事と、それから主要地方道足利・行田線の西側に隣接する公園、孫兵衛川の北側、この整備を今年度末までに完了したいとのことでした。

今後の事業予定ですが、平成19年度に住宅地南西端の公園との間にある町道、ここに現在N T Tの地下ケーブルが埋設されておりますが、橋をかけるために支障となりますので、このケーブルの移設工事の補償が予定をされております。特に19年度予算につきましては、多々良川の邑楽町公民館北に位置します堀田橋のかけかえ工事に着工することから、孫兵衛川の予算が大変厳しい状況にありまして、工事は見込めないと、工事はやることができないと聞いております。そして、平成20年度に橋を含めた残り4分の1区間の工事と公園区間の約300メートルの工事を予定しているとのことでした。当面、この孫兵衛川の国道354号までの間の早期完了を県に要望してまいりたいと思っております。

また、河川環境整備では館林土木事務所で、平成17年度夏に邑楽中央公園付近を中心に川の中の草刈りを実施をしております。また、つい最近の情報ですが、今週中にも町道幹線5号線中央橋から上流に向かいまして町道幹線6号線、いわゆる邑楽中学校東の南北の道路までの間につきまして、除草作業を実施するというふうなことも聞いております。さらに、ボランティア活動として、役場職員で組織しております環境ボランティアが中心になって、住民の方にも参加をいただき、さくら橋から上流国道354号までの間の河川内や堤防上の清掃を年2回、ここ数年実施をさせていただいているところでもございます。最近では、去る12月2日土曜日にクリーンハイク中央公園が、邑楽町老人クラブ連合会、邑楽町ボランティアグループ等を中心に約150名の皆様の参加をいただきまして実施をされております。議員同様河川環境に対する町民各位の意識の高さを強く感じているところでもございます。心から敬意を表する次第です。

また、水質浄化につきましては前回も申し上げましたが、長期的には下水道や合併浄化槽の普及が最も有効であると思っております。当面の水質の浄化につきましては、渇水期にきれいな水を流入させて希釈する方法等が考えられますが、今後とも県と協調して水質浄化に向けて粘り強く努力してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○中川健治議長 大野議員。

○21番 大野 栄議員 ふるさとの川のモデル地区について、今課長の方から今までの進捗状況あるいは19年度、20年度についての予定等の答弁がありましたけれども、まずはやっぱり水質浄化が先決問題で、ふるさとの川のモデル地区の当初の計画に合った子供がそういう川体験ができるような環境整備、水質浄化を含めてやっていただきたいと。白鳥なんかも浅瀬のところに来るというふうに伺っていますし、あの辺が整備されてきちんとなれば、名実ともにシンボルタワーのところの孫兵衛川のところにも、白鳥が来るのが夢ではなくなってくるのではないかとというふうに想定できるわけですが、一日も早く今課長の答弁のとおりふるさとの川モデル地区に近づくように、毎年、毎年県の事業と一体となることができるように推し進めていただきたいと思っております。私は1年に1回このふるさとの川の進捗状況あるいは今後の計画、見通し等を粘り強く、川がきれいになるまで

質問し続ける予定ですので、どうぞ課長が定年の前に今のような美しいきれいなモデルの川になりますようお願いいたしまして、次の質問に移ります。

次は、地域活動支援センターについてです。ことし障害者の自立法案が改正されてさまざまな問題を抱えてきているわけですが、法律が通った以上は、その改革に向けてあるいは現在その枠の中で推し進めていかなければならない事業が多々たくさんあると思いますが、今町はどのようなこの支援センターについて、当面来年度に向けて、19に向けてあるいは20に向けて考えているのかお尋ねします。

○中川健治議長 諸井福祉課長。

○諸井政行福祉課長 お答えを申し上げます。

障害者自立支援法の制度の中で地域活動支援センターにつきましては、市町村が主体的に実施をする地域生活支援事業の基本事業の一つとして位置づけられております。障害者の方に対しまして、通所により創作的活動や生産活動の機会の提供並びに社会との交流の促進等の事業を実施するものでございますが、職員配置、利用人数等の要件によりまして、地域活動支援センター1型、2型、3型、4型に分かれるものでございます。現在この問題につきまして、新設か既存の施設を利用するかということも考えまして、既存の施設を利用して移行する場合、今現在考えられるのが邑楽町の福祉作業所が5年以上の作業所としての運営実績等の要件を満たしまして、今のまま地域活動支援センターの3型に移行できるものと考えております。移行の時期につきましては、福祉作業所に対します県の補助金が基準額の2分の1という非常に大きな補助金の関係もございまして、18年年度末を考えております。

また、この関係につきましては、今現在町の方で障害者自立支援法に基づきます障害福祉計画、そして障害者基本法に基づきます障害者福祉計画の策定を今年度中進めております。策定に当たりまして、障害者団体等の関係者の方、医療関係者の方、社会福祉関係者の方、施設の関係者等の方を策定委員会の委員として委嘱をしているところでございますが、この関係につきましても策定委員会の協議の中で取り組んでまいりたいと、そんなふうと考えております。

以上でございます。

○中川健治議長 大野議員。

○21番 大野 栄議員 市町村が主体的にする事業に法律が変わってきたのですが、今課長の答弁のありましたように新設、既存ということで、既存として今の邑楽町の社会福祉協議会の福祉作業所を3型に移行してやっていきたいという答弁がありました。私は、障害を持ったこういう弱者の方たちが自立していくためには、やっぱり行政の温かい支援がない限りはやっていけないのではないかと思います。障害者の福祉計画を今進めて、年度内に計画を網羅していくということですが、私自身はグループホームから福祉作業所、そしてグループホームから福祉作業所に通所ができなくなった、最近障害者も非常に長寿になっておりますので、そういう障害者が生活する自立支援の場所、

いわゆる老人福祉の逆の障害者のそういう施設が、自立する施設が必要ではないか。就労移行型の支援施設となるのでしょうか。そういうのが一体となって障害者の問題が、今のお年寄りが持っている介護保険の中で網羅されているように完成していくのではなかろうかと思います。

就労継続支援施設ということで、今課長は現在社会福祉協議会の福祉作業所について云々ということですが、法人がそういう福祉作業をやっていく場合には補助金が出ます。国が2,000万ですか、県が1,000万、合計3,000万ですね。これは町が主体的にやっていると、市町村が主体的だと、この補助金が出ないわけですが、民間のそういう法人がやることについては、そういう補助対象になっていくということです。県も申請は来年度の6月ごろまでに19年度を募集して、県を通して国が8月から9月ごろに決定していくということです。ということは、19年度にそういうふうな施策を網羅していかない限り、補助対象にならないわけです。町もできるだけそういう国の補助だとか県の補助を最大限活用しつつ、そういう古い言葉で言いますと障害者の福祉作業所がどうしても必要だと。補助金をもらってやるのだというのが必要だと思います。やっぱり障害者も今現在福祉作業所の方では、自動車の部品のいろいろな工程でやっているようですけども、障害者もいろんな職種があっていいと思うのです。そういう部品をやったり、できる地場産のものを加工して販売したりあるいはパンでもクッキーでも製造してやったり、うどんでもそばでも何でもできるというふうに、職業の選択が自由にできるような環境づくりも必要だと思うのです。ですから、そういった点では邑楽町が自立支援法に基づいて、国がそういう形で国庫補助、県補助をやっていくのを活用を最大限にしつつ、それではそういう福祉作業所を法人がどこか購入してやりなさいということではなくて、社会福祉協議会の福祉作業所を設定しているように、町がこの場所についてやる気のある者については、管理委託ではないですけども、そういう形で場所を提供して補助申請をやっていきましょうという形の施策が、私は必要ではないかと思うのです。それも急いで来年度の19年度にそういうのを立ち上げていけば、町はそんなに国と県の補助をいただいて、あとは自分の要するに自己資金等々でやっていくということも想定できるわけですから、そういう姿勢に執行者になるかどうかの問題だと思うのです。

そういう形で邑楽町に障害者のいろいろな団体があるのですが、これもやはり社協の事務局に申し伝えたのですが、全部縦割りの障害者団体です。例えば聾啞者だとか身体障害者だとか父母の会だとかいろんなあれがありますけれども、では横の連帯の障害者連絡協議会があるのかというと、ないのです、今。だから、そういう形で、やっぱりそれも社会福祉協議会と福祉課の事務局が中心になって、そういう指導も必要ではないかと思うのです。将来的に障害者の福祉計画を推し進めていくのと同時に、そういうような邑楽町に障害を持った人たちをどういうふうに支援して見守っていくのか。その親たちが安心してよろしくお願ひいたしますということでお隠れができるような地域づくりが、どうしても必要だと思うのです。それをぜひこの機会に補助金を活用しつつ、移行型と福祉作業所が必要ではないかと。19年度の中にそれが網羅できるように、それぞれ福祉計画を進

めていく中でも、障害者の団体の方々からもそういう要望が当然出てくるとは思いますけれども、来年度に向けて、まだそういう手を挙げているところが少ないと思いますけれども、早期に手を挙げて、福祉センターが千代田にかっさらわれていかれるようなことのないように早く名乗りを上げて、福祉工場が邑楽町にできるような体制づくり、しかも補助金を2,000万、1,000万、3,000万もらってやるような形の施策が必要と思いますが、町長の考えをお尋ねします。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 お答えします。

障害者が働ける場所を提供していきたいとは考えておりますが、また家族の方々もそういった場所ができることによって安心すると。そして、障害者が自立できるような環境づくりというのは必要だと考えております。また、やっていただける法人があれば、町も協力していきたいと思っておりますし、やっていただける法人が手を挙げていただければ、町も応援しながらそういった人たちが働けるような場所の提供、また県の方にも強くお願いしながら、ぜひ法人が手を挙げてくれた場合には、ぜひ邑楽町でお願いしたいというようなことは強くお願いはしていきたいと思っております。

また、障害者同士の横のつながりができるように、少し町の方も動けというようなことのようにありますが、課長の方にその辺は話をしておきたいと思っております。

以上です。

○中川健治議長 大野議員。

○21番 大野 栄議員 障害者の問題をやっている本人が障害者に認定されてしまいまして、私が障害者の4級に過日医者から認定されました。今度は堂々と障害者団体の一員となってやっていかななくてはならないと思っておりますけれども、そういうことは余談になりますが、今町長の言ったようにやる気のある法人が管理委託でも何でも、そういう施設で障害者の福祉向上をやっていくということであれば、そういうのを来年度の事業に向けて積極的に補助金をいただき、やっていただきたいと思っております。

第3点目の次の問題に移ります。次は、来年度の施策と考え方についてですが、予算も含まれると思っておりますが、実際的には私はこれからいろいろ細かいことについて質問しようと思ったことが、前松島議員だとか本間議員に若干重なる点もあると思っておりますが、また違う角度からの質問もしていきたいと思っております。

まずは、来年度の町の施策とその考え方。町長も任期4年という限られた任期の中で、来年度19年度が最終的な予算実行になると思うのです。やっぱり思い切った町長のカラーを出しつつ、最後の4年目の予算編成になると思っております。そういった意味で、その施策と町長の考え方について、19年度の熱い想いをお願いしたいと思っております。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 来年度の予算編成をどのように考えているのだということではありますが、今町の方も査定をこれから控えている中でありますけれども、基本的な考えについては述べさせていただきたいと思います。

先ほどから出ておりますけれども、庁舎についてはいよいよスタートし、新年度も残りの予算についても盛り込んでいくわけでありますが、これについても町民の要望にこたえるようなしっかりとした建物、そして先ほど来言われているように中身も外見もしっかりとした町民にこたえられるようなものにしていきたいというふうに思っております。また、大きなものでは中野小学校の耐震、また大規模改修ということで控えておりますが、これも2カ年事業になると思っておりますが、安心して使える校舎を、そして大変中の方も傷んできておりますので、改修、壁の塗りかえや新しい棚を設置するなどの使いやすい校舎をつくっていききたいというふうに思っております。

また、秋妻地区に当初からバスの運行をしてきたわけではありますが、秋妻地区についてはバスの乗り入れを実現していきたいというふうに考えております。大変当初から、若い人と同居していても、買い物や病院にも連れて行ってもらえないというようなお話だったものですから、それがきっかけでバスの運行も始めたわけではありますが、秋妻地区についてはなかなか中まで入れなかったわけではありますが、何とか中の方まで乗り入れられるように実現をしていきたいというふうに思っております。

また、いろいろ税源移譲等も19年度からされるわけでありまして、この辺についても今まで以上の努力が必要かなというふうにも思っております。所得税から住民税に移行するというところで、県との連携を図りながら、この辺についてもいろいろと県と協力しながら努力をしていきたいと思っております。

また、下水道、また上水道、これについても引き続き伏せかえを行い、また下水道については整備を推進していきたいというふうに思っております。

また、昨今大変強盗事件等、また不審者のお話等出ているわけではありますが、こういった面でも安心、安全な町づくりということでいろいろな組織機関と連携をとりながら、そういった安心、安全な町づくりに努めていきたい、こんなふうにも思っております。

また、幼保一元化というような、こども園というような話もずっと出てきているわけではありますが、この辺についてもさらに引き続き研究し、保護者等のアンケートやいろいろなお話を聞いた中で、どういった形が望ましいのか、この辺についてもさらに進めていきたいと思っております。

また、いろいろ一番財源的なものが大事になってくるのかなと思っておりますが、工業団地のさらなる誘致、工場の誘致を強力に推進していきたいと思っております。また、交付金等の活用もしながら、いろいろ町民の要望にこたえていけるような運営をしていきたいと思っております。また、いろいろ経費削減ということではありますが、経常的な経費、この辺にもやはりめり張りの予算ということでもありますので、できるだけ経常的にかかる部分については、もう一度見直しもする必要があるだ

ろうと、こんなふうにも思っております。

また、商工業関係も工業の相談員の支援もしてきたわけではありますが、大変評判がいいということで、さらに引き続きこういった相談員制度の充実を図っていきたいというふうにも思っておりますし、また継続した幹線6号、19号についても引き続きやっていく考えであります。

ともあれいろいろ19年度については継続、そして新たな事業ということで取り組んでいく部分もありますが、町民の安心して暮らせる、そして住みやすい町づくりに邁進していく所存であります。議員の皆さんのご理解とご協力いただきながら、19年度もしっかりと仕事をしていきたいと思しますので、よろしくお願いしまして答弁いたします。

○中川健治議長 大野議員。

○21番 大野 栄議員 私は常々お金のかからなくすぐできることということで、幾つかの問題提起をして一般質問したことがあると思いますが、その中に地域自治の確立、地域密着型の行政ということのワンテーマがあったと思いますが、これは本当にお金をかけずに地域密着型の企画をつくって、各地区に温度差があります。区長並びに役員によって、事業内容だとかいろいろな町の施策等についても温度差があると。これをやっぱりきちんと公平に、それから町のいろんな協力してもらわなくてはならない事業も通していくためには、どうしても自然環境的に育つものではなくて、意識的に地域自治の確立をしていかななくてはならないと思います。例えば、今リサイクルでごみの減量化が発祥地になりまして、それぞれ減量化に各地区やっています。リサイクルもやっています。行政が例えば段ボールだとか古新聞等を業者に渡してリサイクルできますよね。その領収証を持っていくと、今度町でまたそれに対する補助金還付金をやっている。地区によっては二つもらえるわけですから、おいしい話かもわかりませんが、では何のためにリサイクルするのか。結局はむだな税金を削減して物がリサイクルできて、燃やせばごみ、再生すれば原料になるということを町民の啓発としてやっている事業でしょう。それをダブルでもらうということは、全然税金の削減になっていないのです。ということは、それも時限立法で例えば1年、2年はそうであっても、3年目からは業者に委託したら、町の補助金は特に出しませんというようにしていかななくては、何の節税にもならないと思います。

例えば、今ごみ袋の有料化が全国的に進められて、群馬県内でも有料化になっているところあります。邑楽町は無料です。その無料を継続していくということも、福祉サービスの維持管理の向上なのです。袋を有料化していくということは、簡単なようでこれもまた大変なのです。そのとき駆け込みで初年度半年とか3カ月は減量されるかもわかりません。駆け込みでごみを出してどんどん、どんどんやって、袋が有料化になったら、落ちついてきたら、結局はごみは減るか。減らないのです。有料化にしても減らないのです。では、どうしたらいいかという課題を、やっぱり地域住民全体で考えていかななくてはならないのです。例えば、今ごみの可燃、不燃も含めて仮に3億かかると。その10%削減キャンペーンでやろうと思うと、3億の10%で3,000万ですよ。3,000万円が

みんなの町民の力を合わせた金で浮かせていこうよと。それで、ごみ袋を無料で存続させていこうよと、こういうのが地方自治の確立になっていくのではないですか。何でも与えてもらって税金もらえばいいと、そういう時代はもう過ぎたのです。これからはみずからの町の財政、みずからの町を自分たちで手づくりでどうしていくかというのが、これからの課題になっていくわけでしょう。何でもかんでも与えるのではなくて、そういう姿勢の施策を、やっぱり出前なり地域自治の確立をしていく中で啓発していくと、これが大事なのです。自然発祥的にできないです。

住民も今夕張の問題とか、最近では熱海だとか、全国津々浦々に財政破綻で、これも結局は国が悪いのです。地方交付税を上げるよと。そのためにはどんどん借金しなさい。どんどん箱物をつくりなさい。その見返りに地方交付税をどんどんやりますと。町も一時やりましたよね。どんどん借金するのだと。それで、地方交付税来るのだと。それが破綻したわけでしょう。最終的には住民にしわ寄せ来て、最低レベルの生活水準をやりなさいなんてひどいことを言っていますよね。あのニュース見て、みんな怒っていますよ。あすは我が身ですから。だから、そういうことのないように、やっぱり全体的に町の財政、町の税金の使い方、またやり方をどうしたらいいのかというのは、どうしてもそういう地域密着型の行政と、町のそういうものを時間をかけてやる必要があるのではないかと私は思うのです。そして、それはサービスを守り維持していくということも福祉の向上につながる。これは私の一つの持論ですけれども、そういうふうに私は思います。

それから、きょうのニュースなんかでは、国が第1子、2子、ゼロ歳児から2歳児まで月額児童手当が5,000円を1万円にしていくという報道されて、内定したようですが、第3子からは今までどおり1万円ということで報道されていますが、これは国の施策として内定されていると想定できます。そこで、町の宝物は、町長何だと思えます。邑楽町の宝物、これは町民の健康と未来の子供たちです。それは各家庭と同じです。各家庭の宝物というのは、家族の健康でしょう。そして、未来のある子供でしょう。我々の年齢になれば、子供というより孫です。それが家庭の宝、町の宝なのです。では、その宝を大事に守り育てていくのはどうしたらいいかという施策は、当然出てくるわけです。町の宝物は、健康と未来の子供ですよ。そして、今そういう子供たちに就学前の医療費の無料化が実施されています。すぐにできることということは義務教育、小学校、中学校の入院についての無料化は大した……小中学校で入院というのはそんなにあっては困るし、ないからわずかなお金でできると思えます。

さて、今度外来です。今小学校1年生の子は、すべて外来は3割負担です。今まで無料で福祉のサービスの中でやられて、今1年生の親たちは、本当に就学前の医療費の無料化がありがたいなと思っています。今有料で払っていますから。3割でも、子供の風邪引いた何したという抗生物質使いますから、抗生物質のお金かかるのです。2,000円前後いってしまうのです、支払いが、1回に。ですから、そういうありがたみを、今までの恩恵もしみじみと小学校1年生を持つ親たちは感じています。それをさらに今町の宝ですから、小学校の1年、2年、3年生までは外来を無料化にする

必要あるのです。耳痛くないでしょう、町長。それで、私は胸を張ってそれを言いたいのです。財源はあるのです。財源あるのですよ。町長が当選したときに、公用車要らないということで競売しましたよね。そして、福祉にその財源でいろんな備品をやりました。来年度は議員みずから4名削減ですよ。その火種というはあるでしょう。幾らだと思います。約2,000万。小学校1年生、2年生、3年生の外来を無料にすると、約2,000万になるのです。議員が4名の削減をしたのを、みそくそも一緒に職員の給料になんかいつては嫌ですよ、はっきり言って。特定財源できちんと議員の削減したものは、こういう福祉に使いますよ。町長と同じですよ。町長だってやったでしょう。公用車を競売して、ちゃんと保育園だとか幼稚園だとかいろんな備品をやったでしょう。議員だって同じです。ですから、その財源はあるわけですから、来年19年度は。1年生、2年生、3年生の例えば外来を無料にすることがツープレイでできるわけです。議員だってただ削減したのでは、絞ってこの財源を医療費の無料化に議会はやったのですとなれば、全員当選ですよ。だから、そういった点では財源はあるということです、町長。あとは町長がその気になるかどうかです。だから、そういうふうにその財源をいかに有効利用してくれるかどうか。議員の議会を尊重するならば、町長のそういう特定財源にさせていただきたいということ、私はお願いしたいですね。

それから、次の問題は、先ほどからいろんな議員が言われていますように新しい庁舎に向けてです。庁舎に向けて名実ともに、問題は中身だというのは松島議員の方から質問されていますけれども、まさにそのとおりだと思います。建物がよくて中が空っぽでは、町民サービスできないです。やっぱりそういった点では、町民も今庁舎ができると、本当に心をわくわく楽しみにして、サービスもどれだけできるのかなと、非常に期待をしているところです。それに対して職員、また執行者はどうなのか。何かしらないけれども、余り期待していないような、惰性で仕事をしているような気もあるのです。例えば1軒の家で家を新築すると。それで、物すごく期待があるし、それからまた完成された暁には維持管理もかかるし、非常にお金も借金返済もあるしかかるわけです。ですから、例えば1週間に1回外食しているのが月に1回の外食になったり、1年に二、三回家族旅行へ行っているのが1年に1回になったりということで、各家庭だってそのように削減をしながら身上回しするのです。新しい庁舎になれば、当然今のこれよりか維持管理や、3倍も4倍も電気、光熱、需用費かかります。そのために、その金はどうして捻出していくのかということは、やっぱり職員一丸となって、執行者を先頭に一丸となって限られた税金の中でやりくりするわけですから、そういった点では職員の質の向上が避けて通れません。

私も、残業が年間3,000万以上いっていると。ここにメスを入れれば、3,000万円が雇用促進にもなるし、いろんな形で活用できるのだと。どうしても時間的に必要なものについては、フレックスタイムとりなさいということをお提言していると思いますがけれども、職員間では何かその辺が捏造されて、大野議員はサービス残業やれと言っていて、残業なんか認めないと言っているらしいよと私入るけれども、それは全く違います。職員は定時に帰って家庭できちんと団らんして、家族のコ

コミュニケーションをとる必要があると。どうしても忙しいときには、残業やむを得ないと。それは残業代ではなくてフレックスタイムにきなさいと、ツーペイにきなさい。それでもなおかつ年間何千万円も残業しなくてはならない部署については、雇用しなさいと。何だっていいのです。臨時職員だって、民間から若いやる気のあるばりばりした人を雇用したっていいのです。何名雇用できますか、3,000万円の残業代で。そういう施策を思い切ってなを振ってやっていかななくてはだめ。やっぱりそのためにはお役所仕事ではなく、職員全体が自分の仕事と職務に誇りと自信を持たなくてはだめです。約2万8,000の町民の生活向上、それから福祉の向上のために、サービス業の先端で自分は仕事をしているのだと、こういう立場に立てば、物すごく職務に誇りを持てます。誇りを持って、やりがい、生きがいを持ってやっていかななくてはだめです。イワシの死んだ目して、ろくな仕事できないですよ。やっぱりしっかりと2万8,000の町民を抱えて、職員も家族を抱えて、この税金で飯を食って生きているのだという循環の自信と誇りときちんと持ってもらいたい。そのためには執行者、惰性ではなくて、自分の部下が何十人かいるわけですから、その部下にきちんと教育してコミュニケーションとってやっていかななくてはならないと思います。やっぱり職員の質の向上、さらなる質の向上が必要だと思えます。

よくうちみたいな小さなところでも、ミーティングというのをやるのです。私、職員の課の係のミーティングなんか一回も見たことないのですけれども、そういうものも必要だと思うのです、いろんな点で。だから、課長会が月に1回だか2回だか知りませんが、やっているように、各所管の課だってやっぱりミーティングだとか、若干の時間でコミュニケーションとったり課の全体的なこと、町の全体的なことを言ってどんどんこういう事業が推進できるような、サービス業のかなめとしてどんどんやっていかななくてはならない。庁舎ができましたと云って、人間がかわるわけではないですから、すぐにできません。先ほどからもいろいろ出ていますように、本棚だとかそういうものをぱっと見えるようにパソコンの中に、ノートパソコンあるわけですから、そしていろんな議事録だとかそういうものは、課の一つあればいいですね。課長のところにでも何でも、みんなが共用して使って、会議のときはみんな持っていますけれども、それが必要なら、保存するというのであれば、課の一つあればいいのです。あとはみんな消却。そうなってくればさっぱりするわけですから、そういうふうな事務改善。

それから、あとどこでしたか、東京の稲城市ですか、テレビ報道されていますけれども、思い切って需用費削減して、その削減されたのが何年間ですか、3年間で数十億という税が浮いて、それを福祉向上に使っているというニュース、ぱっと報道されました。そういうところに職員なんかも出張して、幹部が出張して、どういうふうに行っているのか、みずから。そして、その節税されたものについてどういうふうに使っているのか、そういう学びも必要だと思います。話によると、ニュースの報道によりますと、ボールペンありますよね。これごと書けなくなったらぽんと捨てない。芯の交換ですって。テレビ報道を見た人はいると思いますけれども、そこまで需用費はだれのため

にやるのか。町民の福祉向上のために職員が一丸となって、執行者を中心にやっているのです。そういうふうに、やっぱり職員を引っ張っていく質の向上が課長にも求められるし、職員にも求められる。そういうのが町づくりではないのですか。庁舎が立派だからいいというものではないですよ。せつかく安くいい庁舎ができるわけですから、中身もいろいろ研究して、まず職員のやる気、気力、コミュニケーション、そこが仕事の出来、不出来ができると思うのです。そこが一番大事だと私は思うのです。ですから、そういった点では私が今言ったように、すぐできることもいろいろ今までもやってきたのですけれども、最終的には今大事なことを三つ言いましたよね。その三つに対して町長の答弁を伺って、私は一般質問を終わります。あと10分あるから、しっかりと答えてください。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 町の宝の子供の件でありますけれども、私も子供は大切にしていきたいと思っておりますし、また医療費を少し考えろと、入院は当たり前だというようなことでありますが、議員定数を削減したのだと。それをそういった福祉の関係に使ってはどうかというようなことだと思いますが、大変ありがたい話であります。そういった子供を大切にしたい気持ち、またそういった福祉方面にお思いの気持ちというのは、私もだれにも負けないような気持ちは十分持っているつもりであります。今ここでどうかという具体的なことがなかなか言えませんけれども、そういった気持ちを持った中で予算編成には臨んでいきたいと思っております。

それから、地域密着の件でありますけれども、区長を頭としましていろいろご協力いただいているわけなのですが、やはりいろいろな部分で区長との話し合いをもう少し詰めていかなければならないのかなというふうにも思っております。ごみの件もそうですし、パトロールの件等々もいろいろお願いしてやっていただいております。こういったものも踏まえた中で、地域の公民館やその地域の人たちのエネルギーをかりた中での町づくりというのは、以前からご指摘いただいているようではありますが、全くそのとおりでありまして、各課の課長にいろいろな地域とのコミュニケーションをとるようにということで話もしているところであります。それぞれの課で福祉、生涯学習やら学校関係やら、それぞれ地区の公民館等のコミュニケーションも少しずつでありますけれども、清掃作業なりいろいろコミュニケーションもとり始めているところでもありますので、もう少し充実させていきたいというふうにも思っております。

あと、職員の質の向上ということですが、それぞれの課でミーティング等もやっております。なかなか目立たない部分だと思いますけれども、課長会の後に各課でミーティングはしているようでもあります。さらに、議員のおっしゃるように肝に銘じた中で、新しい庁舎ができて外見に負けないような職員の質の向上、また細かい部分での節約等しながら、しっかりと仕事に専念、サービス向上に努めていきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○中川健治議長 大野議員。

○21番 大野 栄議員 以上をもちまして私の一般質問を終わりますが、庁舎の建設に向けて、元請であります業者は商工会の方の建設の方に、下請を希望する業者については名乗り出てくださいということで、我々が思っているように町内業者に下請を出していく方向で、商工会の方にその打診をしているということを伺いました。そういった点で、本当に前に私は保健センターができたときに建設会社に、循環型経済というのはどういふのだということで、助役のいるところで私言った記憶あるのですけれども、それを実施をされていると。非常にいい方向にいつているのではなかろうかと。一日も早くよりよい庁舎と職員の質の向上を期待して、私の一般質問を終わります。

○中川健治議長 暫時休憩します。

〔午後 3時10分 休憩〕

---

○中川健治議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午後 3時25分 再開〕

---

◇ 千 金 楽 幸 作 議 員

○中川健治議長 17番、千金楽幸作議員。

○17番 千金楽幸作議員 通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

この件につきましては、昨年12月、町長にその指針を問うた経過がございます。それからちょうど1年、ようやく実施段階を迎えて11月30日で締め切り。現況の状況を見ますと、79人の認定者が認定をされた。さらに、四つの営農集落、そしてさらに二つの法人が立ち上がる。この形態が我が町の将来の農業を担っている、こういうことは確かなことかなと、こんなふうにも感じておるわけでありまして。現時点の中では、農業で生計を立てたり、これが千三百有余おるわけですけれども、本当にこれから5年、10年、限られた人で生産を落とさず、この認定をされた方々がこれから我が町の農業を背負って立っていくのかなと。その責任の重さも痛感しているところでありましてけれども、この1年間の流れの中で、大変私はいろんな状況、流れというのですか、当初12月のあの指針とは大変変わったところもあったのかなと。確かにきついハードルを最大限引き下げて、可能な限り認定をしていきたい、こういう町長の考え方に私は同意をされた経過があります。このちょうど1年の中で大きな説明会、昨年8月4日、太田の統合庁舎の中で初めて3月の閣議決定をされて以来、実質的なパンフレット、チラシを見たのは我々は初めてであります。それから、都合6回、いろいろな会合に出てまいりましたけれども、その都度多少とも流れが変わってきている。

我々正直言ってそのころは知らなかったのですが、ことしの8月13日、たまたま谷津代議員との遭遇をしまして、当時4人ほどおったのですが、1時間ほど大激論を交わした経過がございます。代議員いわく、私は日本の総合農政調査会長だ。私の言うことを信じてくれと。それでも代議員の

言うことはにわかに信じがたかった。ということは、それだけ町が決めた、町長が出した指針を私は信じておったわけであります。あげくの果てがうそつき代議士、ここまで飛び出しながら激論を交わした経過がございます。今思うと、代議士がおっしゃったことが確かであって、どちらかという県、町当局は国との幾分の意思疎通の場を離れた経過があったのかな、こんなふうな感じもするわけで、去る10月28日いよいよ実施段階ということで、今度は資料提出の中身を見たところが、その資料提出の中身には「生産調整」という言葉はすべて消えている。二つ目は、認定農業者は町が決める。しかし、担い手は国が決める、こういう説明を受けてきたのですが、認定農業者イコール担い手だ。この「担い手」という言葉も消えた。11月に入って麦まきが始まってきた。正直言ってあちこち我が家には電話が殺到してきた。おかしいなと、こんなわけではないよと。町にも問い合わせしてみたところが、ほとんど変わりはないというような話でしたのですけれども、どうしてもおかしいと。もう一度この件について流れの経過で、町がとった処置については一人でも多くの認定者を認めてやりたい、この気持ちについては私は高く評価しますけれども、79人中66人が5月いっぱい認定をされています。5月以降、既に農家の生産調整の実施計画書はもう出ています。したがって、最大限緩和をしまして19年度の減反の意識調査で認定を認めていった、こういう経過があったのです。それが事前に私も知っておったなら、我が郷土から出ている偉大な代議士をつかまえてうそつき代議士と言わずに済んだのかなと。いつか機会があったら、代議士に心から謝罪をしたい、こんな気持ちでもございます。

そんな経過の中で、やった行為については私は別にどうということではないですが、5月と6月以降の認定については、基本的な考え方も変え得るのかなというほどの変革を来した。だとしたら、なぜその時点で情報開示なり相談なりしてもらえればよかったのかな、こんな誤解は招かなかったのかなと。今農家を取り巻く諸状況の中では、ほとんど来年は無政府状態になる、こういうところまでいってしまったのかなと。79人中、私が聞いているところでは六十七、八人は町側が出したこの指針にのって完全実施をしてきている。それから、十二、三人の6月以降の人についてはいいのですが、これに便乗して今まで認定された人たちが減反不要論を唱えてきた。しかもこの間の説明会では、問わないということで、全部補助金は減反をしなくても出ることになっているのです。そんなこんなで我が家はだましたとかうそついたりとか、逆にさんざん今電話をもらっているところでもありますけれども、そうした大きないわば軌道修正というのですか、よかれと思ってやったことが、結果的には本当に純真にやろうとする30あるいは40代、この認定者から頻繁に我が家には電話がかかってくる。これらについていろんなかわり合いがあったかもしれませんが、なぜそのときに情報開示ができなかったのか、町長の考え方をお聞かせ願います。

○中川健治議長 宮沢産業振興課長。

○宮沢孝男産業振興課長兼農業委員会事務局長 最初に、補足的説明をさせていただきたいと思いません。

今度の認定農業者と、それから国がいう担い手につきましては、議員の皆さん大変ご協力をいただいていることについて、まず御礼を申し上げたいと思います。そこで、今のご質問につきましては、5月下旬に行われた国の説明会で変更がありました。議員ご指摘のとおり昨年末あるいはことしの春の段階、3月、4月の段階におきましては品目横断的経営安定対策、いわゆる麦の奨励金、今のところ麦の奨励金のごとでございますが、それと従来からありました米の生産調整、これは別の制度であるにもかかわらず、昨年末からことしの3月、4月の段階までは、国は米の生産調整をしなければ、麦の奨励金はもらえませんよということを確かに言っていたわけでございます。それは私だけではなくて、県の職員あるいはJAの職員等もそういうふうに理解をしていたところでございます。ところが、国のスケジュール、品目横断的経営安定対策に対する国のスケジュールが非常にきついものでありましたが、若干おくれること。うちの方も必死になって、町の農業者の皆さんが不利益をこうむらないようにということで、かなり急ぎながら各地区の説明会を行ってきたところでございます。その結果、2月から4月の下旬で、本町につきましては、新しい政策であります品目横断的経営安定対策の各地区の説明を終えてきたところでございます。そうした後、今議員ご指摘のとおり5月の下旬に国で説明会を行うということで行きましたところ、認定農業者の認定をする場合、水稻生産実施計画書、これは生産調整の関係ですが……の提出期限までかそれ以降かによって認定の仕方が変わってくると、そういうことございました。本町においては、水稻生産実施計画書の提出期限は6月30日というふうに決めてございました。それで、この意味するところは、6月までに認定農業者になるには、平成18年度の実施調整を実施することが要件であり、7月以降に認定する場合は、19年度の転作を実施することが要件だと、実はこの分が新しい部分なのです。

先ほど言いましたように、2月から4月にかけて一通り終えてしまいました。ほかの市町村はもっと遅かったようでございます。また再度各地区に回って異なった説明をするということになりますと、混乱をするのではないかとということで、JAと相談をして再度の各地区の説明は難しいというふうになりました。というのは、この時期今申し上げた品目横断的経営安定対策の説明会、それから米の生産調整の説明会、そして集落営農の設立の説明会ということが入り乱れて、毎日のように各地区で行っていた時期でもございます。そういうことを考えて、全体的に説明会をするのは難しいだろうということに一つはなったところでございます。

ただ、そうしますと農業者に実害が出てくるかもしれないということで、平成18年度の転作未実施者で認定農業者になりたいという、そういう相談に見えた方が6名実はおりました。その方に対しては、先ほど変更になったその内容を説明をいたしまして、6人のうち3人が申請をしたいと。いわゆる7月以降の認定でございますが、それで19年の生産調整を実施するという認定をする場合の計画書を出してもらいまして、審査会を開き認定をしてきたところでございます。残り3人につきましては、生産調整を19年度以降も実施しないあるいは19年度以降生産調整することを明確にし

なかった方につきましては、認定はしませんでした。いわゆる認定農業者になっておりませんということで、そのときの状況で個別にといいますか、そういう部分で実害がないようにということで説明を行ってきたところでございます。そういう忙しい状況の中でありましたので、多くの皆さんに再度の説明ができなかったということにつきましては、遺憾に思っているところでございます。

以上でございます。

○中川健治議長 千金楽議員。

○17番 千金楽幸作議員 今話を聞いて、理屈的にはわかる。農家の経済負担をできるだけ少なくする。実害をなくすために。しかし、それぞれの人は自分の置かれている立場、地域、これによって大きく物の考え方は変わってまいります。私どもが今住んでいる居住地域については、多分邑楽町の最大の大規模農家の集結した場所かなと。しかも、3人で約27ヘクタール、絶対に減反しませんと、こういう人を抱えている地域でもある。非常に町を信じ、農協を信じ、いろいろ説得してきた。私と青木議員ともども、地域に恐らく20人近い認定者を創設してきた経過がございます。結果的にはおれたちがだましたことになる。まじめにやった人が逆にだまされて、こんなばかな行政あっていいのか、私はそう感じたわけでありませぬ。

けさもテレビを見ていたら、今度は来年度からは要するに未亡人ですね。離婚をして補助金をくれていた。これが公的には離婚して母子家庭になっているけれども、実際は一緒に住んでいるのだと。補助金をもらうためだと、こういう人が非常にふえたために半減をするというようなことをけさテレビで見たのですが、その結果、本当に必要な人が泣かされてしまう。今度のこういう経過を特例措置の中でやるときには、ずるい人が得をする、こういう施策を推進しては絶対にいけない。

4月28日に我が地域は部落座談会を開き、町にも大変お世話になってきた。町も普及センターも県当局も農協も、口をそろえて絶対に協力してくれれば泣かさないと、地獄へはやらない、ある人からそういう意見が集中したのですが、今まで行政を信じてきた者は、常に地獄へたたき落とされる。今度その心配はないのか、こういう質疑が殺到した経過もあります。それは、その地域において、大農家のそういった二分する大きな見解の差は地域でもございます。それだけにそういうことについては敏感だと。

我々が今見ていると、生産調整に取り組む要件の中で三つのパターンがある。一つは、土地条件が悪くて、貸しても借り手がない。では、手入れするのでは容易ではないからと構わないでおいで、俗に言う不耕作地。それから、もう一つ、私も含めてそうなのですが、母ちゃんに任せておいたのでは、これ以上はできないのだと。では、いいよ、半分あけてしまおうよと、このパターンはそれほど減反についての、金銭的に下げても上げてもそんなにシビアではないのですが、ただもう一つにつくらせてもらえれば全量つくりたい、これが多分邑楽町では8割を占めている。だから、この人たちが納得をし理解をし、それだけに今度の安定対策というのは、かなり厳しい決断を迫られた。5割の減反というのは、実質上は廃業に近い、そういう状況もあるし、特に今年の場合は20年

来ない麦作の凶作、そして米の不作だ。けれども、値段は2,000円以上はね上がった。4町つくって半分減反した人というのは、恐らく150万から200万の実際は損失をしている。結果的につくってもよかったのだよというのがひとり歩きしてしまうと。こういうことについては、今後十二分に精査をし、特にこの地域には国を動かす、国のもとをつくる総合農政調査会長の谷津代議員がいる。当然首長ともなれば、年に何度かの意見交換はしていると思うし、私自身前橋関東農政局等々何度か訪問しても、我々の立場では返ってくる言葉はオウム返しという言葉で、同じことしか返ってこないのです。そういうことで、よかれとやったものが結果的には誤解を招く、こういうことについては説明責任不足もあるのではないかと、こういうことで我々は常日ごろ、今考えておるわけでありまして。今の日本の農業の農業政策というのは、本当に猫の目行政、あした変わる。そういうことで、特に今記憶にあるのですが、8月13日のときに19年の参議院選が終わってから検討する。多分減反政策ではなくて、参議院選が終わった後に米も品目横断の中に入れて法制化をしていくと、こういう意味だと私は認識しているのですが、この辺についても今後十分代議員等々の意見交換をしながら、そういった誤解を招かないような施策を講じてもらい、お願いをしたいと思うのですが。

さて、ここでどうにかこうにか町の外郭はできてきた。79人の認定者、四つの営農集落、二つの法人、ようやく外郭ができ、邑楽町の1,500ヘクタールの営農をこの人たちに託して、多分生産は落ちないだろう。私も規模的には妥当かなと、こんなふうにも思っていますが、特に認定農業者の79人の方々は、正直言って学校ではやっと1年生に入学を認められた。5年後には特例が外されて、10ヘクタールを超えなければ、また全部落第させますよと、これは決まっているのです。こういう中で任命権者として、今後この人たちをどうやって土地集積、1認定農業者10ヘクタールの規模の農業経営士に育て上げていくのか。既に認定したときに、町長自身それぐらいのこうやっていくのだという構想は持っていると思うし、79人の方々が全部健康優良児とは限らないです。時には、右向けと言えば左向け人もいる。下向け人もいる。こういう人たちを最小限度に落伍者を抑えて、一人前の認定農業経営士に育て上げる、行政支援をしていくことも任命権者の最大の私は責任だと考えております。この辺について、任命権者としてせつかく自分がつくった子供をどうやって一人前にしていくのか、その構想があったらお聞かせ願いたいと思います。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 お答えします。

町としては、一人でも多くの認定農業者を出していきたいということで、応援もしてきたわけでもありますし、この邑楽町の農業を支える方々たちに対しましても、これからもできる限りの応援はしていきたいと考えております。そういった中で、将来この人たちをどうするのだというようなご質問でありますけれども、やはり認定農業者同士がいろいろ連携を図った中で、協力しながらこの地域を守っていただきたいと思っております。それに対しまして、町としても応援はしていきたいと思っております。

そして、今まで何で説明が足りなかったのだというような先ほどのご質問もありますけれども、やはり課長の方でいろいろと皆さんに対しまして、違った説明をしてきたということではないと思っております。私は国の指導なりそういったものを素直に説明をしてきた結果、こうなってしまったことに対しましては、申しわけないというふうには思っておりますが、課長の方も精いっぱい国の説明を受けた中で説明をさせてきた中でのことでありまして、大変申しわけないと思う気持ちと、精いっぱいやらされているという気持ちであります。今後も認定農業者に対しましては、できる限りの応援はしていきたいと。また、この地域の農業を守っていただきたいという気持ちは持っておりますので、よろしくお願いします。

○中川健治議長 千金楽議員。

○17番 千金楽幸作議員 具体的な施策があるのかなと、こんなふうにも感じておったので、それが拝聴したかったのですが。と申しますのは、期限は5年しかないのです。これは代議士いわく、もうこれは外せないよと。待ったなしだと。私が県に行ったときには、10年後は30町時代だと。1農家形態が30町。代議士いわく、10町ではだめだと。20町台だと、こんな話もして、おれが貸すから、では代議士やってみろと言ったこともあるのですが、好むと好まざるとにかかわらず、そういう厳しいハードルを乗り越えた人だけが生き残れるのかな。これはすべて行政の責任でなくて、認定者自身が自覚を持ってやらなければいけないのかなという点もありますが、ご存じのようにこの計画が公表されて以来、認定に入らなかった人、入れなかった人、これとの確執が農村集落では随分出ております。通常賃貸がスムーズだったのが、ほとんどここへ来てとまった、こういう結果も見られるわけでありまして。しかも、我が地域は先ほど言ったように最大の認定者を抱えている。この人たちを何とか仲間と一緒に一人前にしていかなければいけない。多分79人の中で現在10ヘクタールを超えているという人は、数少ないと私は思うのです。どこでもいいよと借りたのでは効率が悪い。そういうことで、今後は各種農業団体等々の意見も入れながら、やっぱりそういう秩序ある賃貸をしなければいけないのではないかと。さらに、どうしても、この間あるところへ行ったらやめたいのだと。だけれども、国民年金では家の固定資産税が払えないのだと、こういう実情もあるわけでありまして、できれば町独自で離農退職金かどうか、そういうことも考える必要があるのではないかと、そういうふうにも思っているし、ただこういった制度の中には当然もう一つあめとむち、幾ら言っても右向く、左向く人もいます。この限られた人をやはりきちっと罰しなかったら、まじめな人がだんだんガンではないけれども、侵されてしまうのだよね。そうすると、秩序ある集落運営も農業形態もこれからできなくなる。俗に言う弱肉強食、この時代がこれからしばらく続いてしまうのかなと、こんなふうにも感じておりますので、そういった例えばルール違反を起こす、こういう人たちに対して任命者として、任命者の考え方を尊重しない、こういう人に対して町長はどういう、このまま次の任期は切りかえは5年だから、5年までこのまま置くのですかあるいは途中ですげかえる、この辺についてはっきりとした任命権者としての考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○中川健治議長 宮沢産業振興課長。

○宮沢孝男産業振興課長兼農業委員会事務局長 町長が答弁する前に補足説明をしたいと思います。

ルール違反を犯した人にペナルティーを与えるのかということだと思いますが、認定をするのは町長でございますが、認定審査会という組織をつくりまして、そこで認定されたものを町長の方に送って判断をしていただくというシステムになっておりますが、その認定審査会の認定基準につきましては、国や県と協議をしながら策定してきたものでございますので、認定の取り消しにつきましても、国や県と協議しながら進めていきたいというふうを考えているところでございます。かつて6月だったと思いますが、町は県に認定取り消し基準ということでお聞きしましたところ、県が現在国の方にその取り消し基準を照会中でございます。したがって、これは国や県と一緒に考え方を同じくしながらやっていくべきではないかなと。町独自ということは、ちょっと避けた方がよろしいのかなというふうに思っているところでございまして、今群馬県が国に照会中ということでございます。

以上でございます。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 私の立場としては、農家の人をできるだけ応援していきたいという立場で、認定者を一人でも多くというような気持ちでありますし、農家の力になればということで考えておりますので、また今課長の方から言われたとおり、認定の取り消しについては県の方で今国に問い合わせをしているということでありますので、その結果を見ながら判断をしていきたいと思います。町長が認定するのだから、町長が決めればいいのだというようなお話かもしれませんが、私の立場とすれば、これは農家の人の立場になった中で応援をしていく立場でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○中川健治議長 千金楽議員。

○17番 千金楽幸作議員 これで3度が終わったわけなのですが、今も宮沢課長あるいは町長の話聞いて、この間県に行ってきました。今地方分権と騒がれていて、非常に知事あるいは市町村長の権限がすごく強くなって、特に認定者については任命権者の町長の見解次第ですよ。認定農業者の看板を外せば、一切の公的資金の支援はできなくなる。今の法律では、認定者ならば、たとえ不都合をおこしていても支援金を払わなければいけない、こういう法律だそうなんですけれども、こういうことを考えたなら、幾らかわいい子供でも、本当にいたずらを超えた人にはきちっとした制裁を与えるのが愛ある行政のあり方かなと、そんなふうにも考えておるし、この1年間本当に生きるか死ぬかの瀬戸際で真剣に検討してきて、特に若い認定者ほど落胆を今示しておるわけであります。こういう状況の中であってはやはりいけないかなと。来年どうなるか、国の根幹をつくるこの地域に谷津代議員がおるのです。こういう人たちとの意思疎通を十二分に考えて、これから誤りのない行政運営をしていただくよう心から切望して、私の一般質問を終わります。

以上です。

○中川健治議長 これにて一般質問を終結します。

---

◎散会の宣告

○中川健治議長 以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。あす13日及び14日、2日間は、議事の都合により本会議を休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 異議なしと認めます。

よって、あす13日及び14日、2日間は休会とすることに決定しました。

最終日となる12月15日は、午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

お疲れさまでした。

〔午後 4時02分 散会〕